

2025



第30回

通常総代会議案

令和6年度 事業報告
令和7年度 事業計画



国際協同組合年

JAとびあ浜松

わたしたち JA のめざすもの

わたしたち JA の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

1 地域の農業を振興し、
わが国の食と緑と水を守ろう。

1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、
安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。

1 JAへの積極的な参加と連帯によって、
協同の成果を実現しよう。

1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、
JAを健全に経営し信頼を高めよう。

1 協同の理念を学び実践を通じて、
共に生きがいを追求しよう。



（平成9年10月14日 第21回JA全国大会にて採択）



馬鈴薯

三方原台地特有の土壌条件（赤土）で育つため、でんぷん質が多く、ホクホクとした食感で特有の風味があるのが特徴です。でんぷんの含有量を示すライマン価が高く、出荷基準を満たした馬鈴薯を「三方原馬鈴薯」として販売しています。



国際協同組合年

協同組合はよりよい世界を築きます

2025年は、2012年に続き二度目の「国際協同組合年」です。

国連は、相互扶助の組織として事業と活動を通じて持続可能な開発目標（SDGs）に貢献している協同組合を評価し、その認知度向上とさらなる発展を促すために「国際協同組合年」を宣言しました。

J A とびあ浜松のめざす姿

使 命

私たちJ Aとびあ浜松は、組合員とその家族のみならず、広く地域住民や法人および消費者に対し、生活・流通・金融にわたる総合事業展開を通して、質の高いサービスと商品および自然の恵みである農産物を提供し、安心と安全、また快適で豊かな生活の実現に貢献することにより、常に時代に即した全国J Aのリーダーであり、実践者であることを目指します。

そして私たちは、

1. 営農指導を充実し、地域農業を振興する。
2. 生活活動を活発化し、地域の生活・文化の向上を図る。
3. 農地を守り、緑豊かな街づくりを進める。
4. 経営力を強化し、積極的な事業展開をする。

を基本方針として、明日の農業と地域社会づくりに取り組んでいきます。

経営理念

1 共生

どのような組織も、その組織が提供する商品やサービスを利用していただく方があって初めてその存在意義があります。J Aもマーケットやお客様（組合員・利用者の方々）を忘れては存在し得ません。私たちは、常にマーケットやお客様と共に生きます。

2 創造

時代はいつも変化しています。J Aもまたそういった変化に対応し、同時に自ら新しいものを創造していく力が求められます。農業と共に生きることを大切にしながら、常に新しいサービスやマーケットの開発をします。

3 健全

将来に向けて継続的により良いサービスの提供や商品の開発をするためには、それに投資するために必要な利益を確保していくことが大切です。J Aも経済的な事業体・組織体として、永続的に適正な利益を確保できるよう、常に生産性を向上します。

4 品質

品質はJ Aの事業を継続的に発展させる上での基盤です。事業活動全般にわたり常に質の高い商品とサービスを提供します。

5 専門

総合事業を展開するJ Aは、各々の事業分野でそれぞれ特定の専門企業や組織と競争しています。私たちは、総合事業を展開している強みをさらに充実させるために、各々の分野での高度な知識・技能を高めます。

6 信頼

私たちはまわりのいろいろな関係者—組合員・利用者・地域住民・取引先・行政など—の方々との関係（ネットワーク）の中で存在しています。J Aの主体性を発揮しながら、まわりの方々との関係を大切にしていくことが重要です。また、そういったの方々との信頼関係なくしては事業の継続的発展もありません。私たちは、常にまわりの方々との信頼関係を深めます。

7 公平

私たちは、組合員や利用者の方々に対しては、常に公平な対応、満足のゆくサービスの提供をし、また、職員に対しては、自分たちの仕事に達成感・成功感を味わえるような、公平・公正な評価をします。

8 実践

自分たちの組織の運命を決めるのは、自分たちの意思・行動の選択の結果です。責任を他のものに転換しているだけでは新しいJ Aの未来を切り拓くことはできません。私たちひとりひとりの積極的で主体的な行動（リーダーシップ）こそが、明日のJ Aを創造するという当事者意識をもって日々の業務を遂行します。



第30回

通常総代会次第

●と き 令和7年6月20日（金）午後1時30分

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議長選任

議 長	
-----	--

4. 書記指名

書 記	

5. 議 事

6. 閉 会

総 代 数	出席者数			
	本 人	書 面	委 任 状	合 計
名	名	名	名	名



総代、組合員の皆様方には、日頃よりＪＡとびあ浜松の組合運営に際しまして、格別なご理解とご協力を賜り深く感謝とお礼を申し上げます。

第30回通常総代会を開催するにあたり、謹んでごあいさつ申し上げます。

令和6年度の我が国の経済状況は、企業の省力化やデジタル化への設備投資、インバウンド需要の拡大等を背景に緩やかな回復基調を維持しました。株式市場では日経平均株価が市場最高値を更新し、公示価格や企業の賃上げ率の上昇等があり、幅広い分野でインフレ経済の回帰がみられました。一方で、エネルギー価格の上昇、海外経済や為替動向の影響も依然として大きく、加えて、少子高齢化や人手不足などの構造的な課題も一層顕在化し、持続的成長に向けた取り組みの重要性が改めて認識されています。

農業を取り巻く情勢は、高齢化や担い手不足による農業従事者の減少等、従来からの課題である農業生産基盤の弱体化に加え、生産資材価格の高止まりが続くなか、販売価格への適正な価格転嫁が追い付いておらず、農業経営は一層厳しさを増しています。一方で、食料自給率に関する国内リスクの認識が高まりをみせ、農政の憲法といわれる「食料・農業・農村基本法」の改正により、これまで以上に食料安全保障の在り方が注目をされています。

このようななか、令和6年度は2か年計画「～組合員とともに創造“農業と協同の未来”～」の最終年次として事業を展開してまいりました。販売事業は、猛暑や集中豪雨による品質低下が影響し、出荷数量は減少しましたが、重点市場への積極的な情報発信を行うことで価格水準の引き上げに努めました。ファーマーズマーケットでは、地産地消の推進と旬の農畜産物の情報発信や直売所らしい販売に取り組みました。総合的な販売戦略を展開した結果、販売品取扱高は241億円、前期比103.2%、計画比104.5%となりました。購買事業は、予約購買を生かした生産資材の安定調達、指導部門と販売部門が連携したコスト削減の提案に努めた結果、取扱高は76億円で前期比104.3%、計画比98.8%となりました。信用事業は、組合員・利用者の皆様に寄り添った相談・提案活動の実践と利用者ニーズを捉えた金融商品・サービスの提供に取り組んだ結果、貯金は1兆2,652億円と年度初来26億円の増加となり、前期比100.2%、計画比98.8%となりました。貸出金は、利用者のライフプラン実現に向けた相談・提案活動を展開した結果、年度初来67億円の増加となり、前期比103.0%、計画比101.5%となりました。共済事業は、「ひと・いえ・くるま」の総合保障点検活動の実践により、安心と満足の提供に努めた結果、長期共済保有契約高は3兆2,209億円となりました。

この結果、経常利益は33億85百万円となり、当期剰余金は過去最高の25億86百万円で前期比110.0%となりました。自己資本比率については19.14%と、国内基準の4%を大きく上回る高い水準を維持しています。

子会社の経営状況につきましては、(株)とびあサービスでは、質の高いサービスと安全・安心な商品の提供に努めた結果、取扱高は51億45百万円で前期比106.2%、計画比104.0%となり当期純利益は58百万円となりました。(株)とびあふぁー夢の売上高は1億12百万円、当期純利益は10百万円となりました。

施設の整備につきましては、柑橘選果場選果機更新工事、向宿支店跡地へのローンセンター向宿店新築工事を行いました。令和7年度につきましては、ファーマーズマーケット三方原店の敷地内にある施設の一体的な整備、有玉支店、村櫛支店、奥山支店の建て替えを実施していくとともに、複合選果場の建設に向けた検討を進めてまいります。今後も老朽化施設の改築・改修を計画的に進め、組合員・地域の皆様に満足いただける店舗・施設づくりに努めてまいりますので、引き続きのご利用をお願いいたします。

さて、本年度より始まる新たな3か年計画「～農業と地域の未来をつむぐ“協同の力”～」は、「生産基盤」「組織基盤」「経営基盤」の強化を重点取り組みとして位置付け、本日ご提案申し上げるものです。当組合がこれからも事業活動を通じて、組合員の皆様の営農と生活に貢献していくため、産地の維持・拡大、組合員の皆様との関係強化、安定した農協経営に対する施策を実践してまいります。

また、総代定数につきましては、平成7年に合併して以来、今日まで変更されることなく運営をしてまいりましたが、農業・農協を取り巻く環境は大きく変化し、高齢化や世代交代による正組合員の減少に歯止めがかけられない状況です。令和6年度には、組合員の代表である総代の候補者推薦を円滑に実施できるよう、新たな基礎組織「正組合員会」を設立するとともに、令和6年8月から体制整備検討特別委員会において、総代定数についての検討を進めてまいりました。検討にあたり、ご協力をいただきました総代、組合員の皆様方には心より感謝申し上げます。頂いたご意見を踏まえ、検討を重ねた結果、総代定数を変更するとの結論に至り、本日、ご提案申し上げるものとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、JAとぴあ浜松は令和7年4月1日をもちまして、合併30周年を迎えることができました。30年歩みを続けることができましたことは、ひとえに組合員・地域住民の皆様のご支援・ご協力、そして先輩諸氏の築き上げた歴史の賜物と心より感謝申し上げます。季節ごとに実る作物、食卓に届く新鮮な恵み、それらを守り、未来へとつないでいくことが私たちの使命であると考えております。これからも地域の農業を守り育て、皆様の暮らしを支える「なくてはならないJA」であり続けるため、30年の感謝を力に変え、役職員一丸となって鋭意努力してまいります。今後ともより一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



経営管理委員会会長
渥美 保広

代表理事理事長
竹内 章雄

目 次

第 30 回通常総代会次第	P 1
ごあいさつ	P 2
第 30 回通常総代会提出議案等	P 5

第 1 号議案

第 30 期（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）

事業報告及び剰余金処分案承認について	P 6
Ⅰ．組合の事業活動の概況に関する事項	P 7
Ⅱ．組合の運営組織の状況に関する事項	P 19
貸借対照表（報告事項）	P 28
損益計算書（報告事項）	P 29
第 30 期 剰余金処分案	P 43
監査報告書（報告事項）	P 44

第 2 号議案

定款及び定款附属書役員選任規程並びに定款附属書総代選挙規程の一部変更について	… P 47
--	--------

第 3 号議案

役員選任細則の一部変更について	P 58
-----------------	------

第 4 号議案

JA とびあ浜松 3 か年計画 ～農業と地域の未来をつむぐ“協同の力”～の設定について	P 60
--	------

第 5 号議案

第 31 期（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）

事業計画の設定について	P 65
Ⅰ．基本方針	P 66
Ⅱ．部門別事業計画	P 66
Ⅲ．総合財務計画	P 72
Ⅳ．総合収支計画	P 73
付属資料 自己改革工程表	P 74

報告資料

Ⅰ．部門別損益計算書	P 76
Ⅱ．子会社の概況	P 77
Ⅲ．「JAバンク基本方針」の変更について	P 81
Ⅳ．令和 7 年度機構図	P 84

参考資料

主要科目用語説明	P 85
----------	------

※この資料において記載した金額は、表示単位未満を切り捨て表示していますので、合計額と合致しない場合があります。

第 30 回 通常総代会提出議案等

報告事項 第 30 期（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）貸借対照表、損益計算書及び会計監査人の会計監査報告並びに監事の監査報告について
P.28 から P.42 及び P.44 から P.46 に記載しています。

【総会参考書類】

議案及び参考事項

第 1 号議案 第 30 期（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）事業報告及び剰余金処分案承認について

第 30 期の「事業報告」及び「剰余金処分案」を確定させるため、ご承認をお願いするものです。

第 30 期の「事業報告」及び「剰余金処分案」は、P.6 から P.27 及び P.43 に記載のとおりであります。

第 2 号議案 定款及び定款附属書役員選任規程並びに定款附属書総代選挙規程の一部変更について
変更の理由、変更の内容は、P.47 から P.57 に記載のとおりであります。

第 3 号議案 役員選任細則の一部変更について
変更の理由、変更の内容は、P.58 から P.59 に記載のとおりであります。

第 4 号議案 J A とびあ浜松 3 か年計画
～農業と地域の未来をつむぐ“協同の力”～の設定について
当期から 3 か年にわたる中期計画のご承認をお願いするものです。
3 か年計画は、P.60 から P.64 に記載のとおりであります。

第 5 号議案 第 31 期（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）事業計画の設定について
第 31 期の事業計画のご承認をお願いするものです。
第 31 期の事業計画は、P.65 から P.73 に記載のとおりであります。

第 6 号議案 経営管理委員及び理事の報酬の決定について
令和 7 年度の経営管理委員及び理事の報酬については、昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等諸般の事情を検討し、総額 14,000 万円以内とし、その範囲内における各経営管理委員及び各理事の報酬額、支給方法などについては、経営管理委員会にご一任願いたいと存じます。
なお、経営管理委員は 17 名、理事は 5 名です。

第 7 号議案 監事の報酬の決定について
令和 7 年度の監事の報酬については、昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等諸般の事情を検討し、総額 3,000 万円以内とし、その範囲内における各監事の報酬額、支給方法などについては、監事の協議にご一任願いたいと存じます。
なお、監事は 8 名（うち員外監事 1 名）です。

附帯決議案 本日の決議事項のうち、権利義務に関係しない軽微な事項の修正及び違算・誤字の訂正並びに法令その他行政庁の処分又はこれに基づく指示による場合には、必要な字句の修正をすることを理事長に一任するものとします。

【第 1 号議案】

第 30 期（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）

事業報告及び剰余金処分案 承認について

I. 組合の事業活動の概況に関する事項

1. 主要な事業活動の内容

営農事業

(1) 営農指導事業

45名の営農アドバイザーが担当農家へ経営意向調査を行い、その結果をもとに生産面や経営面を営農アドバイザー、資金面を融資担当者がサポートする事業間連携により農家組合員の農業所得向上に取り組みました。

また、生産者組織の農業生産拡大や販売拡大と新たに農業に取り組み生産者組織の担い手となる農家組合員の育成を支援するため、令和5年度より2年間、1年1億円、総額2億円の予算で「第二次農業振興助成事業」を実施しました。

さらに、労働力確保のための無料職業紹介事業や農地中間管理事業による農地の提供、安全・安心な農産物を提供するための出荷前残留農薬分析を実施しました。

①業種別組織指導

連絡協議会・連絡会・部会・協議会の40生産者組織を通じて栽培講習会や圃場巡回、適正防除指導による栽培技術の向上や農薬の適正な使用指導を実施しました。

経営指導では、青色申告研究会員を中心に記帳、確定申告指導を行いました。

②農地中間管理事業

農地中間管理機構より事業の窓口を受託し、南地区27.1ha、浜松市南部地区103.2ha、雄踏地区62.4ha、北地区18.3ha、浜北・東地区136.0ha、細江地区86.8ha、湖北地区1.4ha、合計435.6haの取り扱いをしました。

③土壌農薬分析センター

営農アドバイザーと連携した土壌診断による施肥設計の提案や残留農薬の出荷前一斉分析による安全性の確認に取り組みました。令和6年度は、土壌分析4,226点、養液分析920点、残留農薬分析6,043点を実施しました。

④くらしの相談活動

各地区において、相続税、贈与税、所得税など組合員の税務に関して、税理士による相談会を開催し、受付人数は120名でした。

⑤労働保険事務組合事業

農作業の事故を補償するため、農業労働保険の加入をすすめ、令和6年度加入者152名分の労働保険料13,158,821円を納付しました。

⑥青壮年部

親子で地元農産物に対する興味を持ってもらうため、「あぐり体験隊収穫体験」を開催しました。13組47名の親子が浜北地区管内でトウモロコシとミニトマトの収穫体験や植木の寄せ植え体験をしました。

(2) 販売事業

令和6年度は、猛暑や集中豪雨による品質低下が影響し、出荷数量は減少しましたが、積極的な情報発信に取り組み、高値で推移した結果、取扱高は計画を上回りました。

①農産園芸部門

出荷数量と品質が不安定でしたが、重点市場との連携を密に図り、産地情報を積極的に伝えることで、価格水準の引き上げに努め、取扱高は計画を上回りました。

②果樹部門

柑橘類や落葉果樹類は、猛暑による品質低下と病害虫の被害により出荷数量が減少しましたが、情報発信を積極的に行い、高値で推移した結果、取扱高は計画を上回りました。

③花き部門

猛暑による品質低下や病害虫の被害により、出荷数量が減少しました。重点市場への情報発信による連携強化を図りましたが、取扱高は計画をやや下回りました。

④畜産部門

豚枝肉は出荷頭数が減少したものの、堅調な価格で推移し、取扱高は計画を上回りました。牛枝肉は和牛価格の低迷から、取扱高は計画を下回りました。生乳は生産抑制が解除され、搾乳頭数の増加により取扱高は計画を上回りました。

⑤ファーマーズマーケット部門

特徴である鮮度感を強みに、旬の農畜産物の情報発信や直売所らしい販売に取り組み、取扱高は計画を上回りました。また、食育活動や子ども食堂などへの食材提供を行い、地域と生産者をつなぐ活動に取り組みました。

販売事業取扱高

(単位：百万円、%)

部	門	取 扱 高	計 画 比	前 期 比
農 産 園 芸		12,834	107.3	104.0
果	樹	2,866	104.2	107.0
花	き	3,003	92.7	94.7
畜	産	2,447	103.3	99.2
ファーマーズマーケット		2,962	107.7	109.8
合	計	24,115	104.5	103.2
(上記のうち特販事業扱い)		1,766	100.9	96.8

※合計取扱高のうち816百万円は買取販売の販売高

①農産園芸部門

(単位：百万円)

品 目	取 扱 高
ね ぎ	2,965
チ ン ゲ ン サ イ	1,730
た ま ね ぎ	1,434
馬 鈴 薯	1,017
セ ル リ ー	797
小 松 菜	715
み つ ば	588
芽 ね ぎ	352
キャベツ(加工含む)	346
ほ う れ ん 草	301
ア ー ル ス メ ロ ン	209
パ セ リ	206
サ ラ ダ 菜	199
米	194
ト マ ト	162
エ シ ャ レ ッ ト	134
い ち ご	119
に ら	97
ピュアリーフレタス	85

品 目	取 扱 高
ミ ニ ト マ ト	78
さ や え ん ど う	75
ア ー リ ー レ ッ ド	75
大 根	69
と う が ん	69
ロ メ イ ン レ タ ス	66
キ ン サ イ	60
レ ッ ド キ ャ ベ ツ	58
メ キ ャ ベ ツ	49
ブ ロ ッ コ リ ー	44
空 心 菜	39
香 菜	37
タ ア サ イ	35
サ ニ ー レ タ ス	29
す い か	29
G リ ー フ レ タ ス	26
レ タ ス	23
ア ス パ ラ ガ ス	22
紅 た で	21

※農産園芸部門：取扱高 20 百万円以上表示

②果樹部門

(単位：百万円)

品 目	取 扱 高
温 州 み か ん	2,413
梨	143
柿	99
ぶ ど う	56
ポ ン カ ン	25
ネ ー ブ ル オ レ ン ジ	20

※果樹部門：取扱高 20 百万円以上表示



③花き部門

(単位：百万円)

品 目	取 扱 高
菊	842
ガ ー ベ ラ	738
こ で ま り	203
ク ル ク マ	133
ほ お ず き	60
ト ル コ ギ キ ヨ ウ	60
パ ン パ ス	45
ア カ シ ア	42
ソ ケ イ	31
ユ ー カ リ	25
ク ジ ャ ク ヒ バ	20

※花き部門：取扱高 20 百万円以上表示



④畜産部門

(単位：百万円)

品 目	取 扱 高
豚 枝 肉	1,270
牛 枝 肉	844
生 乳	299
素 牛 ス モ ー ル	32

※畜産部門：取扱高 20 百万円以上表示



⑤ファーマーズマーケット部門

(単位：百万円)

	取 扱 高
ファーマーズ品	2,542
産 地 提 携 品	420

(3) 購買事業

生産資材コストが高止まりするなか、予約購買を生かした生産資材の安定調達や指導部門と販売部門が連携したコスト削減の提案に努めましたが、高温の影響を受けた作物の作付け変更や出荷数量の減少により、取扱高は計画を下回りました。

また、農業用廃ビニール、使用済みプラスチック類の回収費用に対する助成を行いました。

購買事業取扱高

(単位：百万円、%)

部 門	取 扱 高	計 画 比	前 期 比
生 産 資 材	5,485	98.9	103.2
生 活 資 材	679	91.4	103.4
合 計	6,165	98.0	103.2

※合計取扱高のうち 359 百万円は代理人取引の取扱高

生活事業

(1) 生活指導事業

女性部組織では、「J A 女性部 2 か年計画～みんなとともに・地域で輝け・世代をこえて!～」の実践最終年次として、管内の農畜産物を使用した食品加工講習会や、ふれあいセンター槇の里を中心に行った元気高齢者支援、子育て世代の活動に対する託児支援や食品ロス削減を目的としたフードドライブ活動など、SDGs に沿った女性部活動を通じて仲間づくりを行いました。

幼稚園児や小学生と一緒にさつまいも・大豆などの苗植えから収穫までを体験する「食と農」が育む教育活動に取り組みました。また、次世代へ食の安全・安心を伝えるため、地元高校生を対象に「朝ごはん食べよう料理教室」を実施しました。

(2) 葬祭事業

組合員・地域の皆さまから信頼される、「利用者に寄り添った葬儀施行」に努め、葬儀に対する事前相談への取り組みを積極的に行った結果、葬儀件数が増加し、取扱高は計画を上回りました。

また、管内で生産される花を使用した「生花付祭壇」の提供に努めました。

葬祭事業取扱高

(単位：百万円、%)

分	類	取 扱 高	計 画 比	前 期 比
葬	儀	1,305	107.7	114.2
法	事	25	66.7	87.6
初	盆	150	79.2	82.4
そ の	他	28	72.4	86.8
合	計	1,510	102.0	108.8

※合計取扱高のうち 27 百万円は代理人取引の取扱高

(3) 資産管理事業

組合員及び農住部会員を対象に税務・法務セミナーを実施し、知識向上を図りました。賃貸斡旋業務では、入居者の希望を取り入れた効果的なリフォーム提案を行い、売買斡旋業務では、インターネットを活用した多岐にわたる不動産情報の発信を行いました。賃貸斡旋件数・売買斡旋件数ともに計画を下回りました。

資産管理事業の状況

(単位：件、%)

区	分	事 業 実 績	計 画 比	前 期 比
賃 貸 斡 旋 件 数		216	86.4	96.4
売 買 斡 旋 件 数		58	72.5	101.7

信用事業

組合員・利用者の皆さまに寄り添い、選ばれ必要とされ続ける金融機関として、相談・提案活動の実践や金融商品・サービスの提供により、顧客満足度の向上に努めました。

貯金は、物価高騰による支出増加の影響を受けましたが、利用者ニーズを捉えた金融商品の提案により増加しました。

貸出金は、利用者のライフプラン実現に向けた相談・提案活動の実践により、住宅ローンを中心とした生活関連資金の新規貸出が増加しました。

(1) 貯金、預金及び貸出金の概要

(単位：百万円、%)

種 類		当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	計 画 比	前 期 比
貯 金	当 座 性 貯 金	543,122	555,398	98.7	102.2
	定 期 貯 金	707,662	699,516	98.6	98.8
	定 期 積 金	11,846	10,380	121.6	87.6
	合 計	1,262,630	1,265,295	98.8	100.2
預 金	当 座 性 預 金	10,572	3,562	77.3	33.6
	定 期 性 預 金	933,003	922,303	97.0	98.8
	合 計	943,575	925,865	96.9	98.1
貸 出 金	手 形 貸 付 金	74	54	88.5	72.2
	証 書 貸 付 金	214,622	221,707	101.6	103.3
	当 座 貸 越	5,256	4,918	96.4	93.5
	合 計	219,954	226,679	101.5	103.0

(2) 有価証券の概要

(単位：百万円、%)

種 類		当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	前 期 比
有 価 証 券	国 債	71,091	90,627	127.4
	地 方 債	7,916	2,556	32.2
	社 債	29,341	28,559	97.3
	株 式	22,944	20,818	90.7
	合 計	131,294	142,561	108.5

共済事業

組合員・利用者一人ひとりに寄り添った「ひと・いえ・くるま」の総合保障点検活動の実践により、安心と満足の提供に努めました。また、多様化するニーズを捉えた保障提供の実践により、生存保障分野での件数が伸長し、長期共済重点実績額は順調に推移しました。

(1) 共済事業実績

(単位：件、百万円、%)

種 類	当 期 末 実 績	計 画 比	前 期 比
長期共済保有契約高	3,220,978	99.4	97.4
長期共済重点実績額	151,355	105.1	113.1
自動車共済新契約件数	47,090	99.1	99.3
自賠責共済新契約件数	17,880	105.1	102.2

(2) 長期共済保有高

(単位：件、百万円)

種 類		当期首保有高		当期増加高		満期等減少高		当期末保有高	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生 命 総 合 共 済	終 身 共 済	81,579	773,763	3,326	20,539	4,464	62,389	80,441	731,913
	定期生命共済	3,361	48,448	368	5,882	227	3,587	3,502	50,743
	養老生命共済	27,121	161,420	1,017	2,995	3,346	25,294	24,792	139,120
	こども共済	20,328	86,905	943	2,340	1,762	9,033	19,509	80,212
	医 療 共 済	48,442	46,241	2,678	481	3,541	4,541	47,579	42,181
	が ん 共 済	16,312	1,116	456	13	722	59	16,046	1,070
	定期医療共済	1,703	5,676	6	7	140	471	1,569	5,212
	介護共済	6,305	12,966	561	626	273	406	6,593	13,186
	認知症共済	998		364		57		1,305	
	生活障害共済	3,572		301		260		3,613	
	特定重度疾病共済	4,622		1,122		209		5,535	
	年 金 共 済	46,352	1,067	2,244	4	4,309	87	44,287	983
建 物 更 生 共 済		122,143	2,253,637	11,234	198,271	13,644	215,342	119,733	2,236,566
合 計		362,510	3,304,337	23,677	228,820	31,192	312,179	354,995	3,220,978

(3) 事故共済金支払実績

(単位：件、百万円)

種 類	件 数	支 払 共 済 金
終 身 共 済	2,028	6,179
養老生命共済	117	273
こども共済	60	19
建物更生共済	1,343	639
自動車共済	5,488	1,473
自賠責共済	292	198
合 計	9,328	8,783

(注) 共済事業実績

1. 長期共済重点実績額は、長期共済新規契約のうち、純増した実績額（満期継続含む）です。
2. 自動車共済新契約件数は、始期日基準の件数です。

長期共済保有高

1. 金額は保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済・定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む。）、介護共済は一時払契約の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額）です。
2. こども共済は養老生命共済の内書きです。
3. 平成5年度以前に契約された養老生命、終身、年金の各共済契約については、生命総合共済に合算して計上しています。

広報

広報誌・コミュニティー紙・ホームページ等を通して、地域農業やＪＡの取り組みへの理解促進に努めるとともに、新聞社・テレビ局等マスコミへ積極的な情報提供を行い、地域住民への情報発信を行いました。

広報誌と連動した農作業動画や料理動画など、各ＳＮＳを活用し、「食と農」について発信力の強化に努めました。

また、「静岡県ＪＡ広報コンクール」の「総合の部」で準大賞、「静岡県広報コンクール」の「広報紙団体部門」で最優秀賞を受賞しました。

企画・総務

組合員の皆さまとの対話による関係強化の取り組みとして、正組合員宅を中心に、職員による広報誌の配布を行いました。

また、ＪＡならではの食農教育や地域貢献活動の一環として、「協同活動」を実施し、組合員、地域の皆さまとの結びつきを深めるように努めました。

人事

リーダー人材の育成を目的とした研修会「とぴあベースアカデミー」第１期における２年目の講義を実施しました。

また、若年層教育を目的とした入組１年目から５年目職員に対する研修会を開催しました。あわせて、入組１年目の職員には農業実習を実施しました。

リスク統括

内部統制システムの充実強化、自律的コンプライアンスの確立に取り組み、組合経営の健全性確保に努めました。

また、適正な融資審査を行うとともに、各事業部門と連携したリスク管理債権の圧縮と債権保全を図り、資産自己査定システムによる適正な資産自己査定を実施しました。

内部監査

組合の健全性を確保するため、内部監査の充実・強化に努めました。実施状況は、延べ監査実施事業所 220 部署、延べ監査実施日数 594 日となりました。

2. 当該事業年度における重要事項

当該事業年度の設備投資につきましては、柑橘選果場選果機更新工事、向宿支店跡地へのローンセンター向宿店新築工事を行いました。

土地につきましては、農機センター敷地（東三方町）を取得する一方、旧蒲支店敷地を処分しました。

3. 対処すべき重要な課題

自己改革

当組合では自己改革に関する基本目標として、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化を掲げています。

農業者の世代交代による担い手不足、農畜産物の消費・流通構造の急激な変化、高齢化・人口減少による地域社会の疲弊等の厳しい環境変化のなか、基本目標を達成するため、今まで以上の創意工夫により、積極的に新たな事業展開に取り組んでまいります。

令和6年度の実績につきましては、下表のとおりとなります。

なお、令和7年度における農業所得の増大に関する事項ならびに組合の事業運営等に対する組合員の意見等の反映に関する事項については、事業計画の付属資料である「自己改革工程表」に記載しております。

【自己改革工程表実績】

令和6年度

農業者所得の増大・農業生産の拡大	目標	実績
農家の経営状況に応じた個別指導 (1軒あたり出荷量5%増加)	140軒	40軒
予約購買の向上による資材コスト（肥料）低減 (1袋あたり価格3%減少)	485,000袋	437,349袋
地産地消（出荷量・消費量増加）への更なる取り組み (1出荷者あたりの販売高10%増加)	800人	894人
農業融資新規実行の拡大	10.2億円	10.3億円

経営基盤の確立・強化	目標	実績
農業振興への投資による販売品取扱高200億円の維持	農業振興助成事業 1億円	農業振興助成事業 83百万円

対話・意思反映	目標	実績
職員による広報誌配布（延軒数）	115,000軒	113,407軒
区域懇談会（出席率）	80%	71%
営農事業 経営意向調査（延軒数）	1,940軒	1,972軒
生産者組織との活動数（回数）	800回	910回
女性部組織との活動数（回数）	950回	1,060回

4. 財務・事業成績の推移

(単位：百万円)

区 分		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
財務	事業利益	2,728	2,213	2,686	2,740
	経常利益	3,379	2,856	3,324	3,385
	当期剰余金	2,393	2,031	2,351	2,586
	総資産	1,325,856	1,338,426	1,362,759	1,364,595
	純資産	80,423	79,754	84,338	81,255
	単体自己資本比率	18.11%	18.44%	18.64%	19.14%
信用	貯金	1,228,201	1,241,942	1,262,630	1,265,295
	預金	922,028	920,233	943,575	925,865
	貸出金	214,806	218,601	219,954	226,679
	有価証券	120,610	130,501	131,294	142,561
	うち国債	66,558	77,271	71,091	90,627
	うちその他	54,051	53,230	60,202	51,934
共済	長期共済保有高	3,500,574	3,400,683	3,304,337	3,220,978
	短期共済新契約掛金	2,722	2,670	2,595	2,604
経済	購買品供給高・取扱高	7,314	7,498	7,358	7,676
	うち生産資材	5,271	5,415	5,314	5,485
	うち生活資材	697	689	656	679
	うち葬祭	1,346	1,393	1,388	1,510
	販売品販売高・取扱高	21,579	22,415	23,354	24,115

5. 自己資本比率

令和6年度末の自己資本比率は、特別積立金等の内部留保に努めてきた結果、19.14%と最低自己資本比率規制の4%を大きく上回っています。

自己資本の額	A	84,891 百万円
リスク・アセット等の額の合計額	B	443,371 百万円
自己資本比率	$A \div B$	19.14%

(注) ① 自己資本の額は、出資金のほか利益から積み立てている利益準備金、積立金、剰余金などです。

② リスク・アセット等の額の合計額とは、各資産（アセット）の毀損の可能性（リスク）を勘案し、資産ごとにそれぞれ対応する比率を乗じた額（リスク・アセット）、及びオペレーショナル・リスク（事務リスク）相当額等の合計額です。

6. 事業の経過及びその成果

4月

- 1日 令和6年度新規採用職員入組式
- 2日 ローンセンター向宿店起工式
- 3日 とびあ園芸教室(野菜コース入門編1班)開講式
- 9日 令和6年度営農アドバイザー決起大会
- 10日 とびあ園芸教室(野菜コース入門編2班)開講式
- 17日 とびあ園芸教室(野菜コース応用編)開講式
- 18日 第30回JAとびあ浜松女性部本部総代会
- 23日 第30回JAとびあ浜松青壮年部総代会
- 23日 農ライフセミナー(エシャレット)開講式
- 26日 理事会
- 28日 農ライフセミナー(パセリ)開講式
- 28日 農ライフセミナー(みかん)開講式
- 30日 経営管理委員会・監事会
- ◆初盆展示会(6日～21日)
- ◆各種生産者組織総会(10日～23日)
- ◆会計監査人監査(期末監査30日)

7月

- 2日 第13期エッセンスセミナー(第2講)
- 10日 女性組織東海北陸地区リーダー研修会
- 16日 農住部会連絡協議会通常総会
- 26日 フレッシュミズ連絡会
夏休み親子全体交流集会
- 26日 理事会
- 29日 合併30周年記念事業特別委員会
- 29日 経営管理委員会・監事会
- ◆監事監査(期中監査2日、19日、24日)

5月

- 23日 柑橘生産者大会
- 27日 監事会
- 28日 理事会
- 29日 合併30周年記念事業特別委員会
- 29日 経営管理委員会
- ◆会計監査人監査(期末監査1日～15日)
- ◆各種生産者組織総会(2日～29日)
- ◆監事監査
(事業報告・計算書類等監査1日～13日)
- ◆初盆展示会(11日～26日)

8月

- 22日 東南地区農住部会税務研修会
- 23日 理事会
- 27日 静岡県家の光大会
- 29日 体制整備検討特別委員会
- 29日 経営管理委員会・監事会
- ◆監事監査(期中監査2日、21日、26日)

6月

- 8日 あぐり体験隊 収穫体験
- 12日 第30回生産者組織連絡協議会総会
- 17日 第13期エッセンスセミナー開講式(第1講)
- 18日 第30回青色申告研究会総会
- 25日 理事会
- 26日 第29回通常総代会
- 27日 施設整備等検討特別委員会
- 27日 経営管理委員会・監事会
- 27日 女性部全体リーダー研修会

9月

- 2日 第13期エッセンスセミナー(第3講)
- 12日 ローンセンター向宿店竣工式
- 18日 朝市連絡会全体交流視察研修
- 20日 柑橘選果場選果機竣工式
- 24日 理事会
- 27日 中央地区農住部会・青色申告研究会中央支部合同税務研修会
- 30日 監事監査(棚卸立会・現金実査)
- ◆会計監査人監査(内部統制9日～12日)
- ◆交通安全宣言書提出
(細江署10日、西署24日、湖西署25日、中央署26日、東署・浜北署27日)
- ◆監事監査(期中監査17日、26日)

10月

- 1日 令和7年度新規採用職員内定式
- 11日 朝ごはん食べよう料理教室
(第一学院高校)
- 16日 女性部第15回ペタボード大会
- 25日 理事会
- 28日 朝ごはん食べよう料理教室
(浜松開誠館高校)
- 29日 合併30周年記念事業特別委員会
- 29日 経営管理委員会・監事会
- 29日 体制整備検討特別委員会
- 31日 暴力防犯対策協議会警察署別連絡会
(中央署)
- ◆秋の植木まつり(12日～14日)
- ◆監事監査(期中監査28日、31日)

1月

- 11日 令和6年度 東南・中央地区ふれあい農協祭
- 14日 監事監査(期中監査)
- 16日 第74回静岡県 J A 青壮年部発表大会
西部地区大会
- 16日 第68回静岡県 J A 女性部発表大会
西部地区大会
- 19日 令和6年度 湖北地区ふれあい農協祭
- 21日 湖西地区農住部会研修会
- 26日 令和6年度 浜北地区ふれあい農協祭
- 27日 理事会
- 29日 経営管理委員会
- 31日 第13期エッセンスセミナー閉講式
(第6講)
- ◆会計監査人監査(I T 統制8日～10日)

11月

- 8日 第13期エッセンスセミナー(第4講)
- 21日 フレッシュミズ連絡会 全体交流集会
- 24日 第11回軽トラはままつ出世市
- 27日 理事会
- 28日 合併30周年記念事業特別委員会
- 28日 経営管理委員会・監事会
- 28日 体制整備検討特別委員会
- ◆監事監査
(期中監査1日、5日、6日、7日、8日)
- ◆暴力防犯対策協議会警察署別連絡会
(浜北署6日、湖西署11日、東署19日、
細江署26日)

2月

- 4日 監事監査(期中監査)
- 7日 青壮年部活動報告会
- 20日 第68回静岡県 J A 女性部発表大会
- 25日 中央地区農住部会・青色申告研究会
中央支部合同法律研修会
- 27日 理事会
- 28日 監事会
- ◆会計監査人監査(内部統制6日、7日)

12月

- 3日 暴力防犯対策協議会警察署別連絡会
(西署)
- 7日 令和6年度 西・北地区ふれあい農協祭
- 12日 第13期エッセンスセミナー(第5講)
- 16日 農住部会連絡協議会全体研修会
- 18日 第54回 J A 静岡女性大会
- 18日 監事と経営管理委員会会長及び
代表理事等との定期的会合
- 22日 令和6年度 湖西地区ふれあい農協祭
- 23日 理事会
- 27日 経営管理委員会・監事会
- 27日 体制整備検討特別委員会
- ◆会計監査人監査(内部統制3日～6日)

3月

- 3日 女性部役員と常勤役員が語る会
- 5日 とびあ園芸教室(野菜コース入門編1班)
修了式
- 12日 とびあ園芸教室(野菜コース入門編2班)
修了式
- 18日 農ライフセミナー(エシャレット)修了式
- 19日 とびあ園芸教室(野菜コース応用編)
修了式
- 23日 農ライフセミナー(パセリ)修了式
- 23日 農ライフセミナー(みかん)修了式
- 25日 理事会
- 28日 合併30周年記念事業特別委員会
- 28日 経営管理委員会・監事会
- 31日 令和6年度退職辞令交付式
- ◆監事監査(期中監査4日、5日、
現金実査・棚卸立会31日)
- ◆第51回浜北植木まつり(15日～17日)
- ◆会計監査人監査
(資産査定18日、19日、21日、24日、実査31日)

Ⅱ．組合の運営組織の状況に関する事項

1．総代会

通常総代会

令和6年6月26日 午後1時30分開催

第29回通常総代会日現在総代数		987名
出席 総代数	本人	504名
	書面	474名
	委任状	0名
	合計	978名

(報告事項) 第29期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）貸借対照表、損益計算書及び注記表の内容並びに会計監査人の会計監査報告及び監事の監査報告について

(決議事項)

第1号議案 第29期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）事業報告及び剰余金処分案承認について

第2号議案 定款及び定款附属書総代選挙規程の一部変更について

第3号議案 第30期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）事業計画の設定について

第4号議案 経営管理委員及び理事の報酬の決定について

第5号議案 監事の報酬の決定について

附帯決議案

以上、各議案原案どおり可決決定

2. 組合員の状況

(1) 組合員数

(単位：人、団体)

資格区分		前期末	当期加入	当期脱退				当期資格変動		当期末
				持分全部 の譲渡	資格喪失	死亡又は 解散	合計	増加	減少	
正組合員	個人	20,067	215	57	6	802	865	23	44	19,396
	法人									
	農事組合法人	7	—	—	—	—	—	—	—	7
	その他の法人	155	14	1	—	—	1	1	—	169
	小計	20,229	229	58	6	802	866	24	44	19,572
准組合員	個人	58,517	2,378	292	36	1,264	1,592	44	23	59,324
	法人									
	農事組合法人	1	—	—	—	—	—	—	—	1
	その他の団体	136	5	1	1	—	2	—	1	138
	小計	58,654	2,383	293	37	1,264	1,594	44	24	59,463
合計		78,883	2,612	351	43	2,066	2,460	68	68	79,035

(2) 出資口数

(単位：口)

資格区分		前期末	当期増加	当期減少	当期末	増減
正組合員	個 人	1,920,003	33,540	97,141	1,856,402	△ 63,601
	法 人					
	農事組合法人	1,012	—	—	1,012	—
	その他の法人	2,486	170	30	2,626	140
	小 計	1,923,501	33,710	97,171	1,860,040	△ 63,461
准組合員	個 人	1,636,495	90,953	49,378	1,678,070	41,575
	農事組合法人	61	—	—	61	—
	その他の団体	3,660	50	41	3,669	9
	小 計	1,640,216	91,003	49,419	1,681,800	41,584
処分未済持分		12,530	11,342	12,530	11,342	△ 1,188
合 計		3,576,247	136,055	159,120	3,553,182	△ 23,065

(3) 総代数

(単位：人)

区 分	東南	中央	西	北	浜北	湖西	湖北	当期末
男性	125	82	130	127	133	67	125	789
女性	31	20	33	38	27	15	25	189
総代数	156	102	163	165	160	82	150	978

3. 役員の状況

(1) 役員数

(単位：人)

区 分	前期末	当期就任	当期退任	当期末	定款に定める 役員の定数
経営管理委員(常 勤)	1	—	—	1	17
経営管理委員(非常勤)	16	—	—	16	
理 事(常 勤)	5	—	—	5	5 ～ 7
監 事(常 勤)	1	—	—	1	8 ～ 9
監 事(非常勤)	7	—	—	7	
合 計	30	—	—	30	30 ～ 33

(2) 令和 6 年度の役員

① 経営管理委員

役 職 名	氏 名	備 考
経営管理委員会 会 長	渥 美 保 広	(株)とびあサービス (株)とびあふあー夢 代表取締役会長兼社長 代表取締役

役 職 名	氏 名	備 考
経営管理委員会 副 会 長	水 谷 展 久	
経 営 管 理 委 員	大 橋 俊 之	(株)HASHIDA I 代表取締役
経 営 管 理 委 員	鈴 木 壽 浩	
経 営 管 理 委 員	井 田 久 仁 計	
経 営 管 理 委 員	谷 野 太 加 夫	
経 営 管 理 委 員	鈴 木 直 樹	
経 営 管 理 委 員	中 村 雅 俊	グレイスフルファーマーミング(株) 代表取締役
経 営 管 理 委 員	平 野 和 重	
経 営 管 理 委 員	富 永 敏 弘	
経 営 管 理 委 員	杉 浦 茂 実	
経 営 管 理 委 員	筒 井 章 五	
経 営 管 理 委 員	鈴 木 律 邦	
経 営 管 理 委 員	山 村 義 延	
経 営 管 理 委 員	山 下 彰 子	
経 営 管 理 委 員	山 崎 ゆ か り	
経 営 管 理 委 員	岡 田 崇 裕	

(注) (株)は株式会社を示しています。

② 理 事

役 職 名		氏 名	備 考
代表理事理事長	常 勤	竹 内 章 雄	
代表理事専務	常 勤	横 山 真 吾	
常 務 理 事	常 勤	藤 原 治	信用事業専任理事 金融・共済部門担当
常 務 理 事	常 勤	齊 藤 直 司	営農部門担当
常 務 理 事	常 勤	山 本 淳 行	生活部門担当

③ 監 事

役 職 名		氏 名	備 考
代 表 監 事	非 常 勤	長 田 善 博	
常 勤 監 事	常 勤	植 村 正 徳	員外監事
監 事	非 常 勤	伊 藤 雅 美	
監 事	非 常 勤	西 川 博 幸	
監 事	非 常 勤	谷 田 広 幸	
監 事	非 常 勤	嶋 田 尚 史	
監 事	非 常 勤	市 川 伸 一	
監 事	非 常 勤	鈴 木 邦 典	

なお、当組合は保険会社との間で経営管理委員、理事及び監事を被保険者とした役員賠償責任保険契約（農協法第35条の8に規定する保険契約）を締結しております。当契約は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用の損害等を補填するものです。

4. 職員の状況



職員数

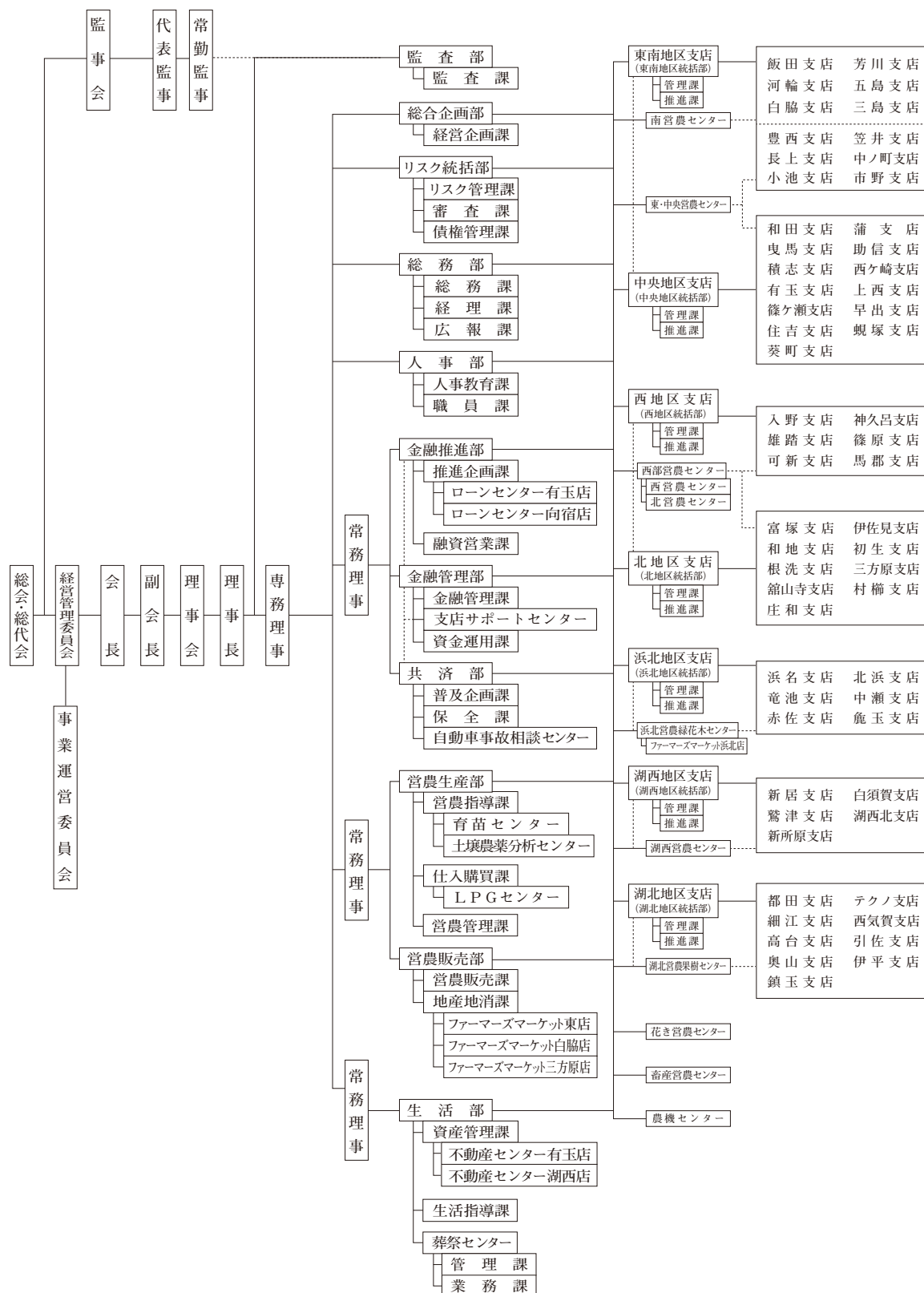
(単位：人)

区 分	前期末	当期増加	当期減少	当期末
正 職 員	1,068	22	77	1,013
パ ー ト	211	41	35	217
合 計	1,279	63	112	1,230

(注) 当期末退職者数は「当期減少」欄に含めて記載しています。

5. 組合の組織

（１）組合の機構



令和7年3月31日現在

※令和7年4月1日以降の組合の機構については、P.84に記載しています。

(2) 組合員組織

(単位：人、団体)

組 織 名	構 成 員 数		組 織 名	構 成 員 数
正 組 合 員 会	個 人	19,396	青 色 申 告 研 究 会	1,076
	法 人	176	農住部会連絡協議会	290
青 壮 年 部	157		年 金 友 の 会	71,087
女 性 部	2,973			

(3) 生産者組織

(単位：人)

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
生産者組織連絡協議会	6,182	葉 ね ぎ 協 議 会	18
花 き 連 絡 会	842	チンゲンサイ協議会	32
ファーマーズ連絡会	2,152	ミ ツ バ 協 議 会	5
耕 種 部 会	140	メ ロ ン 協 議 会	56
セ ル リ ー 部 会	59	果 菜 協 議 会	41
馬 鈴 薯 部 会	107	中国野菜協議会	52
玉 葱 部 会	602	小 松 菜 協 議 会	28
サ ラ ダ ナ 部 会	8	ほうれん草協議会	14
エシャレット部会	62	や さ い 協 議 会	506
甘 諸 部 会	94	ガ ー ベ ラ 協 議 会	26
パ セ リ 部 会	68	こ で ま り 協 議 会	50
洋 菜 部 会	174	切 り 花 協 議 会	208
ト マ ト 部 会	22	枝 物 協 議 会	311
え ん ど う 部 会	23	葉 物 協 議 会	70
スプレーナム部会	24	落 葉 果 樹 協 議 会	57
輪 菊 部 会	50	ブ ル ー ベ リ ー 協 議 会	19
小 菊 部 会	28	畜 産 協 議 会	26
ク ル ク マ 部 会	37	茶 協 議 会	33
柑 橘 部 会	703	植 木 協 議 会	42
柿 部 会	176		
梨 部 会	21		

(注) その他 15 研究会、28 分科会があります。

6. 施設の設置状況

(1) 組合の施設の設置状況

種 別	名 称	所 在 地
事 務 所	本店	浜松市中央区有玉南町
	東南地区支店 他 地区支店 6 店	浜松市中央区芳川町 他
	豊西支店 他 支店 59 店	浜松市中央区豊西町 他
	南営農センター 他 地区営農センター 6 ヶ所、花き営農センター 1 ヶ所 畜産営農センター 1 ヶ所	浜松市中央区御給町 他
	農機センター	浜松市中央区東三方町
	L P G センター	浜松市中央区佐浜町
	ローンセンター有玉店 他 1 店	浜松市中央区有玉南町 他
	自動車事故相談センター	浜松市中央区有玉南町
	葬祭センター	浜松市中央区有玉南町
	不動産センター有玉店 他 1 店	浜松市中央区有玉南町 他
共 同 施 設	柑橘選果場 他 柿・梨選果場 1 ヶ所、トマト選果場 1 ヶ所 馬鈴薯選果場 1 ヶ所、集出荷場 43 ヶ所 ライスセンター 2 ヶ所、育苗センター 3 ヶ所	浜松市浜名区細江町三和 他
分 析 施 設	土壌農薬分析センター	浜松市中央区大山町
加 工 施 設	花き花束加工場 他 パッキングセンター 3 ヶ所	浜松市中央区花川町 他
販 売 施 設	浜北営農緑花木センター 他 ファーマーズマーケット 4 店	浜松市浜名区新原 他
福 祉 施 設	ふれあいセンター榎の里	浜松市浜名区新原
斎 場 会 館	やすらぎホール小池 他 4 ヶ所	浜松市中央区小池町 他

(2) 共済事業の施設の設置状況

①代理業者数の推移

項 目	前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末
共 済 代 理 店 数	1 3 5	3	2	1 3 6

②当期新規代理業者

氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代理業以外の主要業務
ボディーショップ倉田	浜松市中央区大人見町	自動車板金塗装
車堂ガレージ	浜松市浜名区宮口	自動車販売修理
株式会社刑部自動車	浜松市中央区舞阪町長十新田	自動車販売修理

7. 子会社の状況

会 社 名	(株)とぴあサービス	(株)とぴあふぁー夢
農 協 法 で の 規 定	子会社	子会社
代 表 者 名	代表取締役会長兼社長 渥美保広	代表取締役 渥美保広
設 立 年 月 日	昭和 55 年 3 月 1 日	平成 22 年 7 月 2 日
所 在 地	浜松市中央区有玉南町 1 9 7 5	浜松市中央区有玉南町 1 9 7 5
主 要 な 事 業 内 容	マーケット 給油所 自動車販売修理 損害保険代理店	農産物の生産・販売 農用地の維持管理・改良 農作業の受託 農業用機械等のリース 農業研修
施 設 の 概 要	マーケット 1 ヶ所 給油所 6 ヶ所 自動車整備工場 3 ヶ所	農業用ハウス 2,025 m ² 農地（借地） 10.7 ha 農業用機械 玉葱選果機 他
資 本 金 総 額	40 百 万 円	50 百 万 円
当組合の議決権比率	100 %	99.8 %
役 員 数	7 人	4 人
うち組合役員との兼務者数	6 人	2 人
組合職員との兼務者数 （出向者を含む）	1 人	2 人
社 員 数	81 人	4 人
うち組合からの出向職員数 （兼務者を含む）	1 人	—

事業報告の附属明細書



1. 役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総代会で定められた報酬限度額	役員退職慰労金の支払額
経営管理委員・理事	1 2 1	1 4 0	—
監 事	2 8	3 0	—
合 計	1 4 9	1 7 0	—



2. 理事及び監事の兼職等

役 職 名	氏 名	兼職先名又は兼業事業名	兼職先での役職
代表理事理事長	竹 内 章 雄	(株)とぴあサービス他 1 先	取締役等
代表理事専務	横 山 真 吾	(株)とぴあサービス	取締役
常 務 理 事	齊 藤 直 司	(株)とぴあサービス他 4 先	取締役等
常 務 理 事	山 本 淳 行	(株)とぴあサービス他 1 先	取締役等
常 勤 監 事	植 村 正 徳	(株)とぴあサービス他 1 先	監査役



3. 役員との取引

(単位：百万円)

役 職 等	取引の区分	取 引 金 額	
経営管理委員 1 名	金 銭 の 貸 付	令和6年度実行額	—
		令和6年度期首残高	3 2
		令和6年度期末残高	3 0
		当期増減額	△ 1

上記の取引条件及びその決定方法につきましては、他の取引先と同様の条件によっています。

【報告事項】

貸借対照表

第30期（令和7年3月31日現在）

（単位：百万円）

貸借対照表

科 目 （ 資 産 の 部 ）	金 額
1. 信用事業資産	1,299,607
(1) 現金	2,946
(2) 預金	925,865
系統預金	913,862
系統外預金	12,003
(3) 有価証券	142,561
国債	90,627
地方債	2,556
社債	28,559
株式	20,818
(4) 貸出金	226,679
(5) その他の信用事業資産	2,003
未収収益	978
その他の資産	1,024
(6) 貸倒引当金	△ 450
2. 共済事業資産	92
3. 経済事業資産	2,290
(1) 経済事業未収金	1,750
(2) 経済受託債権	10
(3) 棚卸資産	528
購買品	405
その他の棚卸資産	122
(4) その他の経済事業資産	25
(5) 貸倒引当金	△ 24
4. 雑資産	1,287
(1) 雑資産	1,287
(2) 貸倒引当金	△ 0
5. 固定資産	18,487
(1) 有形固定資産	18,452
建物	20,738
機械装置	4,078
土地	8,104
建設仮勘定	39
その他の有形固定資産	7,102
減価償却累計額（控除）	△ 21,610
(2) 無形固定資産	34
6. 外部出資	39,849
系統出資	39,367
系統外出資	392
子会社等出資	89
7. 前払年金費用	316
8. 繰延税金資産	2,662
資 産 の 部 合 計	1,364,595

科 目 （ 負 債 の 部 ）	金 額
1. 信用事業負債	1,271,765
(1) 貯金	1,265,295
(2) 借入金	487
(3) その他の信用事業負債	5,982
未払費用	359
その他の負債	5,622
2. 共済事業負債	3,204
(1) 共済資金	1,317
(2) 未経過共済付加収入	1,845
(3) 共済未払費用	40
3. 経済事業負債	1,661
(1) 経済事業未払金	1,609
(2) 経済受託債務	51
4. 雑負債	2,072
(1) 未払法人税等	452
(2) 資産除去債務	190
(3) その他の負債	1,429
5. 諸引当金	4,635
(1) 賞与引当金	496
(2) 退職給付引当金	3,433
(3) 役員退職慰労引当金	64
(4) 特例業務負担金引当金	639
負 債 の 部 合 計	1,283,339
（ 純 資 産 の 部 ）	
1. 組合員資本	85,259
(1) 出資金	3,553
(2) 利益剰余金	81,717
利益準備金	7,786
その他利益剰余金	73,930
営農指導振興積立金	3,000
災害対策積立金	5,500
施設整備拡充積立金	3,000
柑橘振興積立金	257
馬鈴薯振興積立金	91
経営安定化積立金	3,000
情報通信対策積立金	2,000
合併記念事業積立金	600
残留農業等事故対策積立金	1,000
固定資産圧縮積立金	451
特別積立金	51,377
当期末処分剰余金	3,654
（うち当期剰余金）	(2,586)
(3) 処分未済持分	△ 11
2. 評価・換算差額等	△ 4,003
(1) その他有価証券評価差額金	△ 4,003
純 資 産 の 部 合 計	81,255
負債及び純資産の部合計	1,364,595

【報告事項】

損益計算書

第 30 期（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
1. 事業総利益	14,704
事業収益	26,700
事業費用	11,996
(1) 信用事業収益	11,666
資金運用収益	8,676
（うち預金利息）	（4,702）
（うち受取事業分当金）	（448）
（うち有価証券利息配当金）	（1,688）
（うち貸出金利息）	（1,837）
役務取引等収益	314
その他経常収益	2,675
(2) 信用事業費用	3,609
資金調達費用	874
（うち貯金利息）	（836）
（うち給付補填備金繰入）	（5）
（うち借入金利息）	（0）
（うちその他支払利息）	（31）
役務取引等費用	127
その他事業直接費用	1,986
その他経常費用	620
（うち貸倒引当金繰入額）	（3）
信用事業総利益	8,056
(3) 共済事業収益	4,502
共済付加収入	4,138
その他の収益	364
(4) 共済事業費用	292
共済推進費	233
共済保全費	42
その他の費用	16
共済事業総利益	4,209
(5) 購買事業収益	7,339
購買品供給高	7,289
購買手数料	26
その他の収益	23
(6) 購買事業費用	6,116
購買品供給原価	5,703
購買品供給費	272
その他の費用	140
（うち貸倒引当金戻入益）	（△ 1）
購買事業総利益	1,223
(7) 販売事業収益	2,660
販売品販売高	816
販売手数料	854
その他の収益	989
(8) 販売事業費用	1,503
販売品販売原価	660
販売費	90
その他の費用	751
（うち貸倒引当金戻入益）	（△ 0）
販売事業総利益	1,157
(9) 加工事業収益	120
(10) 加工事業費用	82
加工事業総利益	38

科 目	金 額
(11) 利用事業収益	222
(12) 利用事業費用	125
利用事業総利益	97
(13) 宅地等供給事業収益	153
(14) 宅地等供給事業費用	12
宅地等供給事業総利益	141
(15) 農用地利用調整事業収益	14
(16) 農用地利用調整事業費用	5
農用地利用調整事業総利益	8
(17) その他事業収益	62
(18) その他事業費用	57
その他事業総利益	5
(19) 指導事業収入	21
(20) 指導事業支出	255
指導事業収支差額	△ 234
2. 事業管理費	11,964
(1) 人件費	7,963
(2) 業務費	1,323
(3) 諸税負担金	430
(4) 施設費	2,177
(5) その他事業管理費	70
事業利益	2,740
3. 事業外収益	716
(1) 受取出資配当金	575
(2) 賃貸料	83
(3) 雑収入	57
4. 事業外費用	71
(1) 寄付金	4
(2) 賃貸費用	45
(3) 雑損失	21
経常利益	3,385
5. 特別利益	999
(1) 固定資産処分益	29
(2) 一般補助金	564
(3) 固定資産圧縮特別勘定戻入	406
6. 特別損失	1,020
(1) 固定資産処分損	50
(2) 固定資産圧縮損	970
税引前当期利益	3,363
法人税、住民税及び事業税	676
法人税等調整額	100
法人税等合計	776
当期剰余金	2,586
当期首繰越剰余金	1,011
柑橘振興積立金取崩額	42
馬鈴薯振興積立金取崩額	8
固定資産圧縮積立金取崩額	4
当期末処分剰余金	3,654

【報告事項】

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券（外部出資を含みます。）の評価基準及び評価方法は次のとおりです。

- (1) 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）により行っています。
- (2) 子会社株式については、移動平均法に基づく原価法により行っています。
- (3) その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては時価法、市場価格のない株式等については移動平均法に基づく原価法により行っています。
- (4) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しています。

2. 棚卸資産（購買品）の評価基準及び評価方法は、以下の方法により行っています。

- (1) 飼料・肥料・農薬・購買米については、総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。
- (2) その他の品目については、売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。

3. 固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行っています。

- (1) 有形固定資産は定率法によっています。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。
- (2) 無形固定資産は定額法によっています。

4. 引当金は、それぞれ次の基準により計上しています。

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産自己査定規程及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。
破産、銀行取引停止等の法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している先（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある先（実質破綻先）の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にはないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額から当該キャッシュ・フローによる回収見込額を控除した差額を引当てています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた額を計上しています。

すべての債権は資産自己査定規程に基づき、本店各部署及び支店において資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しています。

(2) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務の見込額から一般財団法人静岡県農協共済会との職員退職給付契約に基づく給付金の総額及び年金資産の見込額の合計額を控除した額を計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

② 数理計算上の差異の損益処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしています。

(3) 賞与引当金

職員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、農協役員退任慰労金積立基準に基づき、期末要支給額に相当する額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当事業年度末における将来負担見込額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっています。

7. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、

金額百万円未満の科目については「0」で表示をしています。

また、取引があるが期末に残高が無い勘定科目は、「－」で表示をしています。

8. 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、損益計算書上の事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部取引による収益及び費用を消去した額を記載しています。

9. 購買事業収益のうち、当組合が代理人（委託取引含む）として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人（委託取引含む）として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 474 百万円
※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
① 算定方法
「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「貸倒引当金」に記載しています。

② 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
2,662 百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和7年3月に作成した収支シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと

異なった場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 0 百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年3月に作成した収支シミュレーションを基礎とし、以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 固定資産の圧縮記帳額は、5,289 百万円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	2,720 百万円
機械装置	1,899 百万円
土地	351 百万円
その他の有形固定資産	317 百万円

2. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務の総額は次のとおりです。

子会社に対する金銭債権の総額	5 百万円
子会社に対する金銭債務の総額	1,197 百万円

3. 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権の総額は 30 百万円であり、金銭債務はありません。

4. 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の合計額は 1,224 百万円であり、その内容は次のとおりです。

なお、これらの債権の額は貸倒引当金控除前の額です。

(1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 891 百万円、危険債権額は 193 百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていない

いものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

- (2) 債権のうち、三月以上延滞債権額はあります。貸出条件緩和債権額は 139 百万円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

(損益計算書に関する注記)

1. 子会社との取引高は次のとおりです。

子会社との取引による収益総額	104 百万円
うち事業取引高	30 百万円
うち事業取引以外の取引高	74 百万円
子会社との取引による費用総額	278 百万円
うち事業取引高	223 百万円
うち事業取引以外の取引高	55 百万円

2. 当事業年度における固定資産減損会計の適用状況は次のとおりです。

- (1) 事業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから、原則として支店等の単位で、賃貸用固定資産及び遊休資産については各資産単位でグルーピングしています。

また、本店及び農業関連の共同利用施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産に区分しています。

- (2) 当事業年度において固定資産の減損損失を次のとおり計上しています。

用途	種類	場所	減損損失額
遊休 2 件	土地	浜松市他	0 百万円

これらの資産グループは、継続的な地価の下落により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を雑損失として事業外費用に計上しています。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等に基づき算定しています。

(金融商品の時価等に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を静岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク統括部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

- ② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると

仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合には、経済価値が7,474百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件に係る未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格（これに準ずる価格を含む）が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価格が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず（3）に記載しています。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	925,865	921,885	△ 3,980
有価証券	142,561	141,822	△ 739
満期保有目的の債券	5,609	4,870	△ 739
その他有価証券	136,952	136,952	—
貸出金（貸倒引当金控除後）	226,229	225,305	△ 924
貸出金	226,679		
貸倒引当金（※1）	△ 449		
資 産 計	1,294,657	1,289,013	△ 5,644
貯金	1,265,295	1,262,135	△ 3,160
借入金	487	467	△ 19
負 債 計	1,265,782	1,262,603	△ 3,179

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金

利スワップ（Overnight Index Swap 以下、OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③ 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によります。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によります。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（3）市場価格のない株式等は、外部出資（貸借対照表計上額39,849百万円）であり、（1）の金融商品の時価情報に含まれていません。

（4）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	913,865	—	—	—	—	12,000
有価証券	900	17,700	1,400	2,000	3,700	110,700
満期保有目的の債券	—	800	100	—	1,700	3,000
その他の有価証券のうち満期があるもの	900	16,900	1,300	2,000	2,000	107,700
貸出金（※1,2）	18,741	13,192	12,234	11,584	11,020	159,618
合 計	933,507	30,892	13,634	13,584	14,720	282,318

（※1）貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）2,885

百万円については「1年以内」に含めています。
(※2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 287 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	1,159,224	36,443	65,099	1,942	2,585	—
借入金	74	80	73	66	53	137
合 計	1,159,298	36,524	65,173	2,009	2,639	137

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(有価証券に関する注記)

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債 券	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債 券	5,609	4,870	△ 739
	地方債	1,400	1,383	△ 16
	社 債	4,209	3,486	△ 722
	小 計	5,609	4,870	△ 739
合 計		5,609	4,870	△ 739

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券	11,828	11,896	68
	国 債	10,428	10,496	67
	地方債	—	—	—
	社 債	1,400	1,400	0
	株 式	11,674	20,818	9,143
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	小 計	23,503	32,715	9,212
	債 券	119,011	104,236	△ 14,774
	国 債	91,190	80,130	△ 11,059
	地方債	1,481	1,156	△ 325
	社 債	26,339	22,949	△ 3,389
株 式	株 式	—	—	—
	小 計	119,011	104,236	△ 14,774
合 計		142,514	136,952	△ 5,561

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

種 類	売却額	売却益	売却損
債 券	8,642	—	1,986
地方債	4,957	—	1,068
社 債	3,684	—	918
株 式	5,173	2,559	—
合 計	13,815	2,559	1,986

4. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(退職給付に係る会計基準の適用に関する注記)

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

従業員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、退職給付債務の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく退職給付制度及び金融機関との契約に基づく規約型確定給付企業年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	8,816 百万円
勤務費用	489 百万円
利息費用	60 百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 1,010 百万円
退職給付の支払額	△ 686 百万円
期末における退職給付債務	7,669 百万円

(3) 共済会給付金及び企業年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における共済会給付金及び企業年金資産	5,965 百万円
期待運用収益	57 百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 71 百万円
共済会拠出金	248 百万円
企業年金制度拠出金	73 百万円
退職給付の支払額	△ 450 百万円
期末における共済会給付金及び企業年金資産	5,822 百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職給付債務	7,669 百万円
共済会給付金	△ 4,064 百万円
企業年金資産	△ 1,757 百万円
未認識数理計算上の差異	1,270 百万円
貸借対照表計上純額	3,117 百万円
退職給付引当金	3,433 百万円
前払年金費用	△ 316 百万円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目に関する事項

勤務費用	489 百万円
利息費用	60 百万円
期待運用収益	共済会 △ 20 百万円
	企業年金資産 △ 36 百万円
数理計算上の差異の戻入処理額	△ 92 百万円
臨時に支払った割増退職金	43 百万円
退職給付費用	445 百万円

(6) 年金資産の主な内訳

① 共済会	
預金	58.73%
退職年金共済預け金	41.27%
合計	100.00%
② 企業年金資産	
債券	44.87%
株式	39.02%
不動産	1.22%
その他短期資金等	14.89%
合計	100.00%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
② 割引率	1.72%
③ 長期期待運用収益率	共済会 0.50%
	企業年金資産 2.00%

2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金の額は91百万円であり、同額を特例業務負担金引当金から取り崩しています。

令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は639百万円であり、同額を特例業務負担金引当金として計上しています。

(税効果会計の適用に関する注記)

1. 当事業年度末における税効果会計の適用状況は次のとおりです。

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

・繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	1,558 百万円
退職給付引当金	961 百万円
特例業務負担金引当金	178 百万円
賞与引当金	135 百万円
資産除去債務	53 百万円
減損損失	47 百万円
その他	134 百万円
繰延税金資産小計	3,068 百万円
評価性引当額	△ 132 百万円
繰延税金資産合計	2,936 百万円
・繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	175 百万円
前払年金費用	88 百万円
資産除去債務に対応する「除去費用」	8 百万円
繰延税金負債合計	273 百万円
・繰延税金資産純額	2,662 百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

・法定実効税率	27.31%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.01%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.56%
法人税等の税額控除	△ 1.13%
評価性引当額の増減	△ 0.08%
その他	△ 0.46%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.09%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

防衛特別法人税が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年度以降の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の27.31%から28.02%に変更されました。その結果、繰延税金資産が61百万円増加し、その他有価証券評価差額金が39百万円増加し、法人税等調整額が21百万円減少しています。

(収益認識に関する注記)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

【報告事項】

貸借対照表等の附属明細書



1. 組合員資本

(単位：百万円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出 資 金 総 額	3,576	26	49	3,553
利 益 剰 余 金	79,308	4,854	2,445	81,717
利 益 準 備 金	7,786	—	—	7,786
そ の 他 利 益 剰 余 金	71,521	4,854	2,445	73,930
営農指導振興積立金	3,000	—	—	3,000
災 害 対 策 積 立 金	5,000	500	—	5,500
施設整備拡充積立金	3,000	—	—	3,000
柑 橘 振 興 積 立 金	296	4	42	257
馬 鈴 薯 振 興 積 立 金	91	8	8	91
経営安定化積立金	3,000	—	—	3,000
情報通信対策積立金	2,000	—	—	2,000
合併記念事業積立金	600	—	—	600
残留農業等事故対策積立金	1,000	—	—	1,000
固定資産圧縮積立金	455	—	4	451
特 別 積 立 金	49,677	1,700	—	51,377
当 期 未 処 分 剰 余 金	3,401	2,642	2,389	3,654
処 分 未 済 持 分	△ 12	△ 11	△ 12	△ 11
合 計	82,872	4,869	2,482	85,259

(注) 目的積立金の内容は次のとおりです。

名 称	積 立 目 的	積立目標額	積 立 基 準	取 崩 基 準
営農指導振興積立金	組合の経営基盤を強化し、営農指導事業を安定的に継続していくとともに、地域農業振興と組合員の農業経営への支援を図るために積み立てる。	30 億円	毎事業年度の当期剰余金の100分の20の範囲内で積み立てる。	この積立金は次の場合に切り崩すことができる。 ① 営農指導事業を安定的に継続していくために必要が生じた場合 ② 地域農業振興のために支出を要した場合 ③ 組合員の農業経営への支援のために支出を要した場合
災害対策積立金	地震等の災害による組合資産の多大な損失等に備えることを目的に積み立てる。	当組合が所有する固定資産と棚卸資産の合計額の3分の1	毎事業年度の当期剰余金の100分の30の範囲内で積み立てる。	地震等の災害によって次の損失が発生した場合に相当額を取り崩すことができる。 ① 固定資産、棚卸資産が被災した場合 ② 組合員が被災し、これに対する緊急の支出を行った場合
施設整備拡充積立金	農協の施設整備拡充に備えることを目的に積み立てる。	30 億円	農協が所有する資産の処分による利益並びに毎事業年度の当期剰余金の100分の30の範囲内で積み立てる。	農協の施設整備拡充のために支出を要した場合に切り崩すことができる。
柑橘振興積立金	柑橘事業の振興と生産者の経営安定を推進するとともに、柑橘選果場の円滑な運営を図ることを目的に積み立てる。	3 億円	毎事業年度の当期剰余金の100分の10の範囲内で積み立てる。	柑橘選果場の施設改修等により多額の経費が生じた場合に必要額を取り崩す。
馬鈴薯振興積立金	馬鈴薯事業の振興と生産者の経営安定を推進するとともに、馬鈴薯選果場の円滑な運営を図ることを目的に積み立てる。	1 億円	毎事業年度の当期剰余金の100分の10の範囲内で積み立てる。	馬鈴薯選果場の施設改修等により多額の経費が生じた場合に必要額を取り崩す。
経営安定化積立金	会計基準の変更、不良債権等資産の償却及び有価証券の価格下落に伴う費用の増加若しくは過年度に遡った会計処理の変更により、利益又は当期未処分剰余金が減少することに対応し、組合経営の健全な発展を図ることを目的に積み立てる。	30 億円	毎事業年度の当期剰余金の100分の30の範囲内で積み立てる。	この積立金は次の場合に切り崩す。 ① 新たな会計基準の採用や会計基準の変更により多額の損失が生じた場合の損失相当額 ② 新たな会計基準の採用や会計基準の変更及び過年度に遡った会計処理の変更により当期未処分剰余金が多額に減少した場合の減少相当額 ③ 債権等資産の償却により多額の損失が生じた場合の損失相当額 ④ 有価証券の運用により多額の損失が生じた場合の損失相当額 ⑤ 繰延税金資産の取り崩しにより多額の損失が生じた場合の損失相当額 ⑥ コンプライアンスに対する責任を果たすため多額の損失が生じた場合の損失相当額
情報通信対策積立金	電算機器を含む情報通信機器の新規設置及び更新等の支出に備えることを目的に積み立てる。	20 億円	毎事業年度の当期剰余金の100分の30の範囲内で積み立てる。	電算機器を含む情報通信機器の新規設置及び更新等の支出を要した場合に切り崩すことができる。
合併記念事業積立金	農協が合併記念事業を行うための支出に備えることを目的に積み立てる。	6 億円	毎事業年度の当期剰余金の100分の30の範囲内で積み立てる。	農協が行う合併記念事業の支出を要した場合に切り崩すことができる。
残留農業等事故対策積立金	残留農業等による事故が発生した場合の支出に備えることを目的に積み立てる。	10 億円	毎事業年度の当期剰余金の100分の30の範囲内で積み立てる。	残留農業等による事故のために、組合に多額の支出が発生した場合に切り崩すことができる。

固定資産圧縮積立金は、課税の繰延を行うことを目的に、税法の基準による限度額を積み立てているものです。



2. 固定資産

(単位：百万円、%)

種 類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	(うち減損損失)	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額	償却累計率
有形固定資産	建 物	20,568	218	47	—	20,738	537	12,303	59.3
	機 械 装 置	3,698	1,456	1,076	—	4,078	185	3,285	80.5
	土 地	8,057	177	130	(0)	8,104			
	建 設 仮 勘 定	681	1,056	1,699	—	39			
	その他の有形固定資産								
	構 築 物	4,087	33	6	—	4,114	113	3,407	82.8
	車 両 運 搬 具	170	13	14	—	168	12	139	82.7
	工具器具備品	2,898	60	140	—	2,819	125	2,474	87.7
	小 計	7,156	107	161	—	7,102	251	6,021	84.7
計		40,162	3,017	3,116	(0)	40,063	975	21,610	
無形固定資産	ソ フ ト ウ ェ ア	52	4	23	—	34	23		
	計	52	4	23	—	34	23		
合 計		40,215	3,022	3,139	(0)	40,097	998	21,610	

- (注) 1. 当期償却額には、賃貸費用の計上分 28 百万円が含まれています。
2. 減損損失は、金額的重要性がないため、雑損失として事業外費用に計上しています。
3. 重要な増減の内容及び金額

(単位：百万円)

名 称		金 額	備 考
増 加	柑橘選果場 選果設備	1,403	
	農機センター 土地	176	
	ローンセンター向宿店	108	
減 少	柑橘選果場 選果設備	970	圧縮記帳に伴う減額
	旧蒲支店 土地	130	売却に伴う処分、帳簿価額 130



3. 外部出資

(単位：百万円)

出 資 先		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系 統 出 資	静岡県信用農業協同組合連合会	29,820	—	—	29,820
	静岡県経済農業協同組合連合会	655	—	—	655
	静岡県厚生農業協同組合連合会	396	—	—	396
	農林中央金庫	93	—	—	93
	全国農業協同組合連合会	1	—	—	1
	全国共済農業協同組合連合会	8,369	—	—	8,369
	丸浜柑橘農業協同組合連合会	11	—	—	11
	静岡県農業協同組合中央会	18	—	—	18
	(小 計)	39,367	—	—	39,367
系 統 外 出 資	(株)農協観光	0	—	—	0
	(株)静岡県農協電算センター	27	—	—	27
	(株)静岡茶市場	0	—	—	0
	(株)静岡ジェイエイサービス	0	—	—	0
	(株)なゆた浜北	5	—	—	5
	(株)日本農業新聞	0	—	—	0
	天竜浜名湖鉄道(株)	1	—	—	1
	静岡県農業信用基金協会	358	—	—	358
	(小 計)	392	—	—	392
子 会 社 出 資	(株)とぴあサービス	40	—	—	40
	(株)とぴあふぁー夢	49	—	—	49
	(小 計)	89	—	—	89
合 計		39,849	—	—	39,849



4. 引当金等

(単位：百万円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当 期 減 少 額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	472	474	0	472	474
一 般 貸 倒 引 当 金	63	62	—	63	62
う ち 信 用 事 業	63	62	—	63	62
う ち 購 買 事 業	0	0	—	0	0
う ち 販 売 事 業	0	0	—	0	0
う ち 加 工 事 業	0	—	—	0	—
う ち 利 用 事 業	0	0	—	0	0
う ち そ の 他 事 業	0	0	—	0	0
う ち 指 導 事 業	0	0	—	0	0
う ち そ の 他	0	0	—	0	0
個 別 貸 倒 引 当 金	409	412	0	409	412
う ち 信 用 事 業	383	387	—	383	387
う ち 購 買 事 業	25	24	0	25	24
う ち そ の 他 事 業	0	0	—	0	0
賞 与 引 当 金	531	496	531	—	496
退 職 給 付 引 当 金	3,273	401	557	—	3,117
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	45	19	—	—	64
解 体 損 失 引 当 金	135	—	135	—	—
特 例 業 務 負 担 金 引 当 金	738	—	91	7	639
合 計	5,195	1,391	1,314	480	4,792

- (注) 1. 引当金等の計上理由・計上方法は、注記表に記載しています。
 2. 貸倒引当金の当期減少額（その他）は、洗替による取崩額です。
 3. 退職給付引当金の当期末残高は、前払年金費用 316 百万円を控除した金額です。
 4. 特例業務負担金引当金の当期減少額（その他）は、当期における目的取崩処理後の引当金残高と当期末時点の特例業務負担金の将来負担見込額（当期末残高）との差額です。



5. 子会社との取引並びに子会社に対する債権及び債務

(1) 子会社との取引

(単位：百万円)

会 社 名	取 引 内 容	収 益 総 額	費 用 総 額	摘 要
株 式 会 社 と び あ サ ー ビ ス	信 用 事 業	—	81	金融粗品等
	共 済 事 業	—	42	共済契約者への粗品等
	購 買 事 業	1	—	プロパンガス等の供給
		—	80	購買品の受入、燃料代等
	販 売 事 業	1	—	農産物の販売手数料
		—	3	販売運賃、燃料代等
	加 工 事 業	2	—	お茶等の販売
	利 用 事 業	—	9	燃料代等
	指 導 事 業	—	6	料理教室食材等
	そ の 他	72	—	賃貸料、退職給付費用等
		—	55	燃料代等
計	77	278		
株 式 会 社 と び あ ふ あ ー 夢	信 用 事 業	—	0	貯金利息
	購 買 事 業	18	—	肥料・農薬・資材等
	販 売 事 業	6	—	選果場利用料等
		—	0	販売出荷奨励金
	そ の 他	1	—	退職給付費用、業務委託費等
計	27	0		
合 計		104	278	

(注) (株)とびあサービスへの委託販売の取扱高が 55 百万円、(株)とびあサービスからの委託販売の取扱高が 121 百万円あります。

(株)とびあふあー夢からの委託販売の取扱高が 88 百万円あります。

(2) 子会社に対する債権及び債務

(単位：百万円)

会 社 名	取 引 内 容	債 権			債 務		
		当期首残高	当期末残高	当期増減額	当期首残高	当期末残高	当期増減額
株 式 会 社 と び あ サ ー ビ ス	貯 金	—	—	—	1,058	1,101	43
	購買未収金・購買未払金	0	0	△ 0	0	0	△ 0
	販売未収金・販売未払金	0	3	3	2	2	0
	その他の取引	0	0	△ 0	2	1	△ 0
	計	0	4	3	1,064	1,107	43
株 式 会 社 と び あ ふ あ ー 夢	貯 金	—	—	—	75	81	5
	販売未払金	—	—	—	6	9	2
	その他の取引	1	1	△ 0	—	—	—
	計	1	1	△ 0	82	90	8
合 計		1	5	3	1,146	1,197	51



6. 事業管理費

(単位：百万円)

科 目	内 訳	金 額
人 件 費	役 員 報 酬	149
	給 料 手 当	6,136
	(うち賞与引当金繰入額)	(496)
	福 利 厚 生 費	1,211
	退 職 給 付 費 用	445
	役員退職慰労引当金繰入額	19
	(小 計)	7,963
業 務 費	会 議 費	37
	接 待 交 際 費	2
	宣 伝 広 告 費	22
	通 信 費	41
	印 刷 ・ 消 耗 品 費	58
	図 書 ・ 研 修 費	52
	業 務 委 託 費	1,092
	旅 費	15
	(小 計)	1,323
諸 税 負 担 金	租 税 公 課	357
	支 払 賦 課 金	67
	分 担 金	5
	(小 計)	430
施 設 費	減 価 償 却 費	969
	保 守 修 繕 費	319
	保 険 料	18
	水 道 光 熱 費	183
	賃 借 料	375
	消 耗 備 品 費	68
	車 両 費	37
	施 設 管 理 費	203
	そ の 他 施 設 費	0
	(小 計)	2,177
そ の 他 事 業 管 理 費		70
合 計		11,964

第30期 剰余金処分案

1. 当期末処分剰余金 3,654,136,852 円

2. 剰余金処分額

(1) 出資配当金	176,658,238 円
(2) 任意積立金	2,441,279,989 円
うち災害対策積立金	500,000,000 円
うち柑橘振興積立金	25,000,000 円
うち馬鈴薯振興積立金	16,279,989 円
うち特別積立金	1,900,000,000 円
合 計	<u>2,617,938,227 円</u>

3. 次期繰越剰余金 1,036,198,625 円

(注) 1. 出資配当は年5%です。ただし、年度内の増資及び新加入については日割計算を行っています。

2. 今年度、馬鈴薯振興積立金積立基準を次のとおり変更します。

(1) 変更理由

馬鈴薯選果場の将来に向けた施設整備に備えて、馬鈴薯振興積立金の積立目標額を変更するものです。

(2) 変更内容

変更の内容は下記のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

変 更 後	現 行
積立目標額 <u>3 億円</u>	積立目標額 <u>1 億円</u>

3. 目的積立金の積立目標等は附属明細書に注記しています。

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額130,000,000 円が含まれています。

【報告事項】

会計監査人の会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和7年5月23日

とぴあ浜松農業協同組合
理 事 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 戸津 禎 介
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西 川 福 之
業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、とぴあ浜松農業協同組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第30期の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに部門別損益計算書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等の監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に

公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、とびあ浜松農業協同組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第30期の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令又は定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監事の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第30期事業年度における経営管理委員及び理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、経営管理委員、理事、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 経営管理委員会、理事会その他重要な会議に出席し、経営管理委員、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監事が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会等に出席するほか、子会社の取締役及び使用人と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（農協法施行規則第151条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表及び剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 経営管理委員及び理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月26日

とびあ浜松農業協同組合

代表監事	長田	善博	㊞
常勤監事	植村	正徳	㊞
監事	伊藤	雅美	㊞
監事	西川	博幸	㊞
監事	谷田	広幸	㊞
監事	嶋田	尚史	㊞
監事	市川	伸一	㊞
監事	鈴木	邦典	㊞

（注）監事 植村正徳 は農協法第30条第14項に定める員外監事です。

定款及び定款附属書役員選任規程並びに
定款附属書総代選挙規程の一部変更について

【第2号議案】

定款及び定款附属書役員選任規程並びに定款附属書総代選挙規程の一部変更について

1 変更の理由

- (1) 農協の男女共同参画推進を図る方策の一つとして、役員の女性比率を高めることを目的に経営管理委員の定数を変更するものです。(定款第27条第1項、定款附属書役員選任規程第11条)
- (2) 各区域において、総代の選出が負担となっているため、総代の定数及び各選挙区の総代数を変更するものです。(定款第52条第4項、定款附属書総代選挙規程第3条第2項別表)

2 変更の内容

定款の変更の内容は下記のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示します。)

変 更 後	現 行
(役員の定数) 第27条 この組合に、役員として経営管理委員 <u>16人以上20人以内</u>、理事5人以上7人以内及び監事8人以上9人以内を置く。 ②～⑥ [略] (総代会) 第52条 この組合は、総会に代わるべき総代会を設けるものとする。 ②～③ [略] ④ 総代の定数は、<u>700</u>人とする。 ⑤ [略] 附 則 <u>令和7年6月20日の総代会において決議された第27条第1項の規定は、行政庁の認可後最初に到来する役員改選期から、第52条第4項の規定は、行政庁の認可後最初に到来する総代改選期から適用するものとし、それまでは従前の例による。</u>	(役員の定数) 第27条 この組合に、役員として経営管理委員 <u>17人</u>、理事5人以上7人以内及び監事8人以上9人以内を置く。 ②～⑥ [略] (総代会) 第52条 この組合は、総会に代わるべき総代会を設けるものとする。 ②～③ [略] ④ 総代の定数は、<u>1,000</u>人とする。 ⑤ [略]

定款附属書役員選任規程の変更内容は下記のとおりです。（下線部分に変更箇所を示します。）

変 更 後	現 行
(補欠選任) 第 11 条 役員が定款第 27 条第 1 項で定める定数の下限を下回った場合又は員外監事の全部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が経営管理委員の定数の<u>下限の 4 分の 1 未満</u>であるとき、若しくは監事の定数の下限の 3 分の 2 未満であるとき（員外監事（法第 30 条第 14 項に規定する監事をいう。以下同じ。）の全部が欠ける場合を除く。）、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前 3 月以内であるとき（員外監事の全部が欠ける場合を除く。）は、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。 <u>附 則</u> <u>令和 7 年 6 月 20 日の総代会において決議された変更後の規定は、行政庁の認可後最初に到来する役員改選期から適用するものとし、それまでは従前の例による。</u>	(補欠選任) 第 11 条 役員が定款第 27 条第 1 項で定める定数の下限を下回った場合又は員外監事の全部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が経営管理委員の定数の<u>(追加) 4 分の 1 未満</u>であるとき、若しくは監事の定数の下限の 3 分の 2 未満であるとき（員外監事（法第 30 条第 14 項に規定する監事をいう。以下同じ。）の全部が欠ける場合を除く。）、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前 3 月以内であるとき（員外監事の全部が欠ける場合を除く。）は、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。

定款附属書総代選挙規程の変更内容は下記のとおりです。（下線部分に変更箇所を示します。）

変 更 後				現 行			
別表（総代選挙規程第 3 条第 2 項） 総代の選挙区及び定数				別表（総代選挙規程第 3 条第 2 項） 総代の選挙区及び定数			
	選挙区	区 域	総代数		選挙区	区 域	総代数
東 南 地 区	豊西	豊西町、常光町、貴平町、 恒武町、豊町	<u>13</u>	東 南 地 区	豊西	豊西町、常光町、貴平町、 恒武町、豊町	<u>20</u>
	笠井	笠井町、笠井上町、笠井 新田町	<u>5</u>		笠井	笠井町、笠井上町、笠井 新田町	<u>8</u>
	長上	上石田町、市野町、小池町、 中田町、原島町、天王町、 下石田町、流通元町	<u>21</u>		長上	上石田町、市野町、小池町、 中田町、原島町、天王町、 下石田町、流通元町	<u>33</u>
	中ノ町	中里町、松小池町、中野町、 国吉町、白鳥町	<u>8</u>		中ノ町	中里町、松小池町、中野町、 国吉町、白鳥町	<u>13</u>

変 更 後				現 行			
	選挙区	区 域	総代数		選挙区	区 域	総代数
東 南 地 区	飯田	渡瀬町、三和町、飯田町、 下飯田町、青屋町、鶴見町、 新貝町、大塚町	<u>13</u>		飯田	渡瀬町、三和町、飯田町、 下飯田町、青屋町、鶴見町、 新貝町、大塚町	<u>17</u>
	芳川	石原町、安松町、芳川町、 本郷町、頭陀寺町、参野町、 恩地町、都盛町、大柳町、 鼠野町、御給町、四本松町、 下江町、立野町、古川町、 金折町、老間町、西伝寺 町	<u>16</u>		芳川	石原町、安松町、芳川町、 本郷町、頭陀寺町、参野町、 恩地町、都盛町、大柳町、 鼠野町、御給町、四本松町、 下江町、立野町、古川町、 金折町、老間町、西伝寺 町	<u>25</u>
	河輪	西町、東町、河輪町、三 新町、長田町、富屋町	<u>8</u>	東	河輪	西町、東町、河輪町、三 新町、長田町、富屋町	<u>10</u>
	五島	松島町、西島町、福島町、 江之島町、遠州浜一丁目、 遠州浜二丁目、遠州浜三 丁目、遠州浜四丁目	<u>11</u>	南	五島	松島町、西島町、福島町、 江之島町、遠州浜一丁目、 遠州浜二丁目、遠州浜三 丁目、遠州浜四丁目	<u>13</u>
	白脇	寺脇町、福塚町、中田島町、 白羽町、三島町、瓜内町、 楊子町、寺島町、龍禅寺町、 北寺島町、浅田町、上浅 田一丁目、上浅田二丁目、 西浅田一丁目、西浅田二 丁目、南浅田一丁目、南 浅田二丁目、海老塚一丁 目、海老塚二丁目、海老 塚町、平田町、砂山町	<u>16</u>	区	白脇	寺脇町、福塚町、中田島町、 白羽町、三島町、瓜内町、 楊子町、寺島町、龍禅寺町、 北寺島町、浅田町、上浅 田一丁目、上浅田二丁目、 西浅田一丁目、西浅田二 丁目、南浅田一丁目、南 浅田二丁目、海老塚一丁 目、海老塚二丁目、海老 塚町、平田町、砂山町	<u>20</u>
	小 計		<u>111</u>		小 計		<u>159</u>

変 更 後				現 行			
	選挙区	区 域	総代数		選挙区	区 域	総代数
中 央 地 区	和田	和田町、天龍川町、篠ヶ瀬町、北島町、薬師町、薬新町、安間町、安新町、材木町、龍光町、長鶴町	<u>9</u>		和田	和田町、天龍川町、篠ヶ瀬町、北島町、薬師町、薬新町、安間町、安新町、材木町、龍光町、長鶴町	<u>16</u>
	蒲	上新屋町、丸塚町、上西町、西塚町、神立町、将監町、植松町、宮竹町、子安町、大蒲町、野口町、八幡町、船越町、佐藤一丁目、佐藤二丁目、佐藤三丁目、向宿一丁目、向宿二丁目、向宿三丁目、名塚町、相生町、中島町、中島一丁目、中島二丁目、中島三丁目、中島四丁目、領家一丁目、領家二丁目、領家三丁目、天神町、木戸町、富吉町、常盤町、板屋町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、早馬町、東田町	<u>9</u>	中 央 地 区	蒲	上新屋町、丸塚町、上西町、西塚町、神立町、将監町、植松町、宮竹町、子安町、大蒲町、野口町、八幡町、船越町、佐藤一丁目、佐藤二丁目、佐藤三丁目、向宿一丁目、向宿二丁目、向宿三丁目、名塚町、相生町、中島町、中島一丁目、中島二丁目、中島三丁目、中島四丁目、領家一丁目、領家二丁目、領家三丁目、天神町、木戸町、富吉町、常盤町、板屋町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、早馬町、東田町	<u>16</u>
	曳馬	高林一丁目、高林二丁目、高林三丁目、高林四丁目、高林五丁目、助信町、新津町、茄子町、曳馬町、曳馬一丁目、曳馬二丁目、曳馬三丁目、曳馬四丁目、曳馬五丁目、曳馬六丁目、十軒町、上島一丁目、上島二丁目、上島三丁目、上島四丁目、上島五丁目、上島六丁目、上島七丁目、細島町、早出町	<u>11</u>		曳馬	高林一丁目、高林二丁目、高林三丁目、高林四丁目、高林五丁目、助信町、新津町、茄子町、曳馬町、曳馬一丁目、曳馬二丁目、曳馬三丁目、曳馬四丁目、曳馬五丁目、曳馬六丁目、十軒町、上島一丁目、上島二丁目、上島三丁目、上島四丁目、上島五丁目、上島六丁目、上島七丁目、細島町、早出町	<u>17</u>

変 更 後				現 行			
	選挙区	区 域	総代数		選挙区	区 域	総代数
中 央 地 区	積志	中郡町、西ヶ崎町、積志町、大島町、大瀬町、有玉南町、有玉西町、有玉台一丁目、有玉台二丁目、有玉台三丁目、有玉台四丁目、有玉北町、半田町、半田山一丁目、半田山二丁目（旧初生町を除く）、半田山三丁目、半田山四丁目、半田山五丁目（旧東三方町を除く）、半田山六丁目	30		積志	中郡町、西ヶ崎町、積志町、大島町、大瀬町、有玉南町、有玉西町、有玉台一丁目、有玉台二丁目、有玉台三丁目、有玉台四丁目、有玉北町、半田町、半田山一丁目、半田山二丁目（旧初生町を除く）、半田山三丁目、半田山四丁目、半田山五丁目（旧東三方町を除く）、半田山六丁目	46
	高台	西伊場町、山手町、東伊場一丁目、東伊場二丁目、南伊場町、森田町、鴨江町、鴨江一丁目、鴨江二丁目、鴨江三丁目、鴨江四丁目、田町、利町、肴町、神明町、連尺町、紺屋町、大工町、中山町、旭町、鍛冶町、伝馬町、栄町、旅籠町、千歳町、塩町、元魚町、菅原町、成子町、北田町、池町、尾張町、元目町、三組町、元城町、松城町、高町、鹿谷町、文丘町、布橋一丁目、布橋二丁目、布橋三丁目、城北一丁目、城北二丁目、城北三丁目、和地山一丁目、和地山二丁目、和地山三丁目、下池川町、幸一丁目、幸二丁目、幸三丁目、幸四丁目、幸五丁目、住吉一丁目、住吉二丁目、住吉三丁目、住吉四丁目、住吉五丁目、山下町、中沢町、元浜町、蜷塚一丁目、蜷塚二丁目、蜷塚三丁目、蜷塚四丁目、	11	中 央 地 区	高台	西伊場町、山手町、東伊場一丁目、東伊場二丁目、南伊場町、森田町、鴨江町、鴨江一丁目、鴨江二丁目、鴨江三丁目、鴨江四丁目、田町、利町、肴町、神明町、連尺町、紺屋町、大工町、中山町、旭町、鍛冶町、伝馬町、栄町、旅籠町、千歳町、塩町、元魚町、菅原町、成子町、北田町、池町、尾張町、元目町、三組町、元城町、松城町、高町、鹿谷町、文丘町、布橋一丁目、布橋二丁目、布橋三丁目、城北一丁目、城北二丁目、城北三丁目、和地山一丁目、和地山二丁目、和地山三丁目、下池川町、幸一丁目、幸二丁目、幸三丁目、幸四丁目、幸五丁目、住吉一丁目、住吉二丁目、住吉三丁目、住吉四丁目、住吉五丁目、山下町、中沢町、元浜町、蜷塚一丁目、蜷塚二丁目、蜷塚三丁目、蜷塚四丁目、	11

変 更 後				現 行			
	選挙区	区 域	総代数		選挙区	区 域	総代数
中 央 地 区	高台	和合町（馬生、馬舟）、和合北一丁目、和合北二丁目、和合北三丁目、和合北四丁目、泉町、泉一丁目、泉二丁目、泉三丁目、泉四丁目、広沢一丁目、広沢二丁目、広沢三丁目、萩丘一丁目、萩丘二丁目、萩丘三丁目、萩丘四丁目、萩丘五丁目、小豆餅一丁目、小豆餅二丁目、小豆餅三丁目、小豆餅四丁目、葵西一丁目、葵西二丁目、葵西三丁目、葵西四丁目、葵西五丁目、葵西六丁目、葵東一丁目、葵東二丁目、葵東三丁目、高丘町、高丘北一丁目、高丘北二丁目、高丘北三丁目、高丘北四丁目、高丘西一丁目、高丘西二丁目、高丘西三丁目、高丘西四丁目、高丘東一丁目、高丘東二丁目、高丘東三丁目、高丘東四丁目、高丘東五丁目、佐鳴台一丁目の一部（旧西伊場町に限る）、佐鳴台四丁目の一部（旧蜷塚町、旧西伊場町、旧山手町に限る）、佐鳴台五丁目の一部（旧蜷塚町に限る）、富塚町の一部（旧蜷塚町字東川岸に限る）		中 央 地 区	高台	和合町（馬生、馬舟）、和合北一丁目、和合北二丁目、和合北三丁目、和合北四丁目、泉町、泉一丁目、泉二丁目、泉三丁目、泉四丁目、広沢一丁目、広沢二丁目、広沢三丁目、萩丘一丁目、萩丘二丁目、萩丘三丁目、萩丘四丁目、萩丘五丁目、小豆餅一丁目、小豆餅二丁目、小豆餅三丁目、小豆餅四丁目、葵西一丁目、葵西二丁目、葵西三丁目、葵西四丁目、葵西五丁目、葵西六丁目、葵東一丁目、葵東二丁目、葵東三丁目、高丘町、高丘北一丁目、高丘北二丁目、高丘北三丁目、高丘北四丁目、高丘西一丁目、高丘西二丁目、高丘西三丁目、高丘西四丁目、高丘東一丁目、高丘東二丁目、高丘東三丁目、高丘東四丁目、高丘東五丁目、佐鳴台一丁目の一部（旧西伊場町に限る）、佐鳴台四丁目の一部（旧蜷塚町、旧西伊場町、旧山手町に限る）、佐鳴台五丁目の一部（旧蜷塚町に限る）、富塚町の一部（旧蜷塚町字東川岸に限る）	
	小 計		70		小 計		106

変 更 後				現 行			
	選挙区	区 域	総代数		選挙区	区 域	総代数
西 地 区	可美	高塚町、増楽町、若林町、東若林町	<u>9</u>	西 地 区	可美	高塚町、増楽町、若林町、東若林町	<u>17</u>
	入野	入野町、佐鳴台一丁目（旧西伊場町を除く）、佐鳴台二丁目、佐鳴台三丁目、佐鳴台四丁目（旧蜷塚町、旧西伊場町、旧山手町を除く）、佐鳴台五丁目（旧蜷塚町、旧富塚町を除く）、佐鳴台六丁目、西鴨江町、西都台町、志都呂町、志都呂一丁目、志都呂二丁目、大平台一丁目（旧神ヶ谷町を除く）、大平台二丁目（旧神ヶ谷町を除く）、大平台三丁目（旧神ヶ谷町を除く）、大平台四丁目（旧神ヶ谷町を除く）、富塚町の一部（旧入野町字根川、同白石、同佐鳴湖、同東川岸、同御茶屋に限る）	<u>16</u>		入野	入野町、佐鳴台一丁目（旧西伊場町を除く）、佐鳴台二丁目、佐鳴台三丁目、佐鳴台四丁目（旧蜷塚町、旧西伊場町、旧山手町を除く）、佐鳴台五丁目（旧蜷塚町、旧富塚町を除く）、佐鳴台六丁目、西鴨江町、西都台町、志都呂町、志都呂一丁目、志都呂二丁目、大平台一丁目（旧神ヶ谷町を除く）、大平台二丁目（旧神ヶ谷町を除く）、大平台三丁目（旧神ヶ谷町を除く）、大平台四丁目（旧神ヶ谷町を除く）、富塚町の一部（旧入野町字根川、同白石、同佐鳴湖、同東川岸、同御茶屋に限る）	<u>26</u>
	神久呂	西山町、神ヶ谷町、神原町、大久保町、大平台一丁目（旧入野町、旧西鴨江町を除く）、大平台二丁目（旧入野町、旧西鴨江町を除く）、大平台三丁目（旧入野町、旧西鴨江町を除く）、大平台四丁目（旧入野町、旧西鴨江町を除く）	<u>23</u>		神久呂	西山町、神ヶ谷町、神原町、大久保町、大平台一丁目（旧入野町、旧西鴨江町を除く）、大平台二丁目（旧入野町、旧西鴨江町を除く）、大平台三丁目（旧入野町、旧西鴨江町を除く）、大平台四丁目（旧入野町、旧西鴨江町を除く）	<u>28</u>
	雄踏	雄踏町、雄踏一丁目、雄踏二丁目	<u>19</u>		雄踏	雄踏町、雄踏一丁目、雄踏二丁目	<u>30</u>
	篠原	篠原町、坪井町、馬郡町、舞阪町	<u>29</u>		篠原	篠原町、坪井町、馬郡町、舞阪町	<u>36</u>
	新津	田尻町、法枝町、新橋町、小沢渡町、倉松町、堤町、米津町、卸本町、神田町、春日町	<u>21</u>		新津	田尻町、法枝町、新橋町、小沢渡町、倉松町、堤町、米津町、卸本町、神田町、春日町	<u>28</u>
	小 計		<u>117</u>		小 計		<u>165</u>

変 更 後				現 行			
	選挙区	区 域	総代数		選挙区	区 域	総代数
北 地 区	富塚	富塚町（旧入野町字根川、同佐鳴湖、同東川岸、同御茶屋、同白石及び旧蜷塚町字東川岸を除く）、和合町のうち新屋及び寸田ヶ谷、文丘町のうち権現谷、佐鳴台五丁目の一部（旧富塚町）	<u>9</u>		富塚	富塚町（旧入野町字根川、同佐鳴湖、同東川岸、同御茶屋、同白石及び旧蜷塚町字東川岸を除く）、和合町のうち新屋及び寸田ヶ谷、文丘町のうち権現谷、佐鳴台五丁目の一部（旧富塚町）	<u>11</u>
	伊佐見	伊左地町（新田及び谷上を除く）、佐浜町（新田を除く）、古人見町、大人見町	<u>24</u>		伊佐見	伊左地町（新田及び谷上を除く）、佐浜町（新田を除く）、古人見町、大人見町	<u>31</u>
	和地	和地町、湖東町、大山町、桜台一丁目（旧西丘町を除く）、桜台二丁目、桜台三丁目、桜台四丁目、桜台五丁目、桜台六丁目、和光町、伊左地町のうち新田及び谷上、佐浜町のうち新田	<u>19</u>	北 地 区	和地	和地町、湖東町、大山町、桜台一丁目（旧西丘町を除く）、桜台二丁目、桜台三丁目、桜台四丁目、桜台五丁目、桜台六丁目、和光町、伊左地町のうち新田及び谷上、佐浜町のうち新田	<u>26</u>
	三方原	初生町、半田山二丁目の一部（旧初生町に限る）、三方原町、根洗町、三幸町、大原町、豊岡町、東三方町、半田山五丁目の一部（旧東三方町に限る）	<u>30</u>		三方原	初生町、半田山二丁目の一部（旧初生町に限る）、三方原町、根洗町、三幸町、大原町、豊岡町、東三方町、半田山五丁目の一部（旧東三方町に限る）	<u>43</u>
	花川	花川町、西丘町、桜台一丁目の一部（旧西丘町に限る）	<u>4</u>		花川	花川町、西丘町、桜台一丁目の一部（旧西丘町に限る）	<u>11</u>
	北庄内	白洲町、平松町、深萩町、呉松町、舘山寺町	<u>19</u>		北庄内	白洲町、平松町、深萩町、呉松町、舘山寺町	<u>23</u>
	南庄内	庄和町、庄内町、協和町	<u>7</u>		南庄内	庄和町、庄内町、協和町	<u>10</u>
	村櫛	村櫛町	<u>7</u>		村櫛	村櫛町	<u>12</u>
	小 計		<u>119</u>		小 計		<u>167</u>

変 更 後				現 行			
	選挙区	区 域	総代数		選挙区	区 域	総代数
浜 北 地 区	浜名	小松、内野、平口、内野台一丁目、内野台二丁目、内野台三丁目、内野台四丁目、染地台一丁目、染地台二丁目、染地台三丁目、染地台四丁目、染地台五丁目、染地台六丁目	<u>21</u>	浜 北 地 区	浜名	小松、内野、平口、内野台一丁目、内野台二丁目、内野台三丁目、内野台四丁目、染地台一丁目、染地台二丁目、染地台三丁目、染地台四丁目、染地台五丁目、染地台六丁目	<u>29</u>
	北浜	沼、横須賀、中条、寺島、高畑、東美蘭、油一色、西美蘭、貴布祢、道本、本沢合、小林	<u>23</u>		北浜	沼、横須賀、中条、寺島、高畑、東美蘭、油一色、西美蘭、貴布祢、道本、本沢合、小林	<u>36</u>
	竜池	善地、上善地、永島、八幡、新堀、高蘭、竜南、新野	<u>9</u>		竜池	善地、上善地、永島、八幡、新堀、高蘭、竜南、新野	<u>14</u>
	中瀬	中瀬、西中瀬一丁目、西中瀬二丁目、西中瀬三丁目、上島、豊保	<u>17</u>		中瀬	中瀬、西中瀬一丁目、西中瀬二丁目、西中瀬三丁目、上島、豊保	<u>26</u>
	赤佐	於呂、根堅、尾野	<u>15</u>		赤佐	於呂、根堅、尾野	<u>22</u>
	鹿玉	新原、宮口、大平、堀谷、灰木、四大地、三大地	<u>26</u>		鹿玉	新原、宮口、大平、堀谷、灰木、四大地、三大地	<u>37</u>
	小 計		<u>111</u>		小 計		<u>164</u>
湖 西 地 区	新居	新居、内山、中之郷、浜名	<u>8</u>	湖 西 地 区	新居	新居、内山、中之郷、浜名	<u>13</u>
	白須賀	白須賀、境宿	<u>12</u>		白須賀	白須賀、境宿	<u>17</u>
	鷺津	坊瀬、山口、古見、吉美、鷺津、風の杜	<u>10</u>		鷺津	坊瀬、山口、古見、吉美、鷺津、風の杜	<u>14</u>
	新所	岡崎、ときわ一丁目、ときわ三丁目、駅南一丁目、駅南二丁目、駅南三丁目、駅南四丁目、南台二丁目、南台三丁目、南台四丁目、梅田、新所（入出 6、7、8 町内を除く）、新所原二丁目、新所原三丁目、新所岡崎梅田入会地、新所原東	<u>11</u>		新所	岡崎、ときわ一丁目、ときわ三丁目、駅南一丁目、駅南二丁目、駅南三丁目、駅南四丁目、南台二丁目、南台三丁目、南台四丁目、梅田、新所（入出 6、7、8 町内を除く）、新所原二丁目、新所原三丁目、新所岡崎梅田入会地、新所原東	<u>14</u>
	知波田	神座、太田、大知波、利木、横山	<u>11</u>		知波田	神座、太田、大知波、利木、横山	<u>16</u>
	入出	入出、内浦、新所（入出 6、7、8 町内に限る）	<u>7</u>		入出	入出、内浦、新所（入出 6、7、8 町内に限る）	<u>12</u>
	小 計		<u>59</u>		小 計		<u>86</u>

変 更 後				現 行			
	選挙区	区 域	総代数		選挙区	区 域	総代数
湖 北 地 区	都田	都田町、新都田一丁目、新都田二丁目、新都田三丁目、新都田四丁目、新都田五丁目、滝沢町、鷺沢町	<u>26</u>		都田	都田町、新都田一丁目、新都田二丁目、新都田三丁目、新都田四丁目、新都田五丁目、滝沢町、鷺沢町	<u>33</u>
	気賀	伊目、老ヶ谷、油田、広岡、小野、清水、上町	<u>12</u>		気賀	伊目、老ヶ谷、油田、広岡、小野、清水、上町	<u>17</u>
	西気賀	呉石、跡川、下村、中区、寸座	<u>11</u>		西気賀	呉石、跡川、下村、中区、寸座	<u>15</u>
	中川	1区、石岡、祝田、刑部、7区、8区、9区、湖東	<u>16</u>	湖	中川	1区、石岡、祝田、刑部、7区、8区、9区、湖東	<u>20</u>
	引佐	三岳、花平、井伊谷、神宮寺町、横尾、白岩、金指	<u>14</u>	北	引佐	三岳、花平、井伊谷、神宮寺町、横尾、白岩、金指	<u>23</u>
	奥山	黒淵、栃窪、田畑、奥山、狩宿、谷沢	<u>12</u>	地	奥山	黒淵、栃窪、田畑、奥山、狩宿、谷沢	<u>15</u>
	伊平	伊平、兎荷、東黒田、西黒田、川名、東久留女木（新田地区に限る）	<u>10</u>	区	伊平	伊平、兎荷、東黒田、西黒田、川名、東久留女木（新田地区に限る）	<u>14</u>
	鎮玉	田沢、的場、四方浄、別所	<u>6</u>		鎮玉	田沢、的場、四方浄、別所	<u>8</u>
	渋川	渋川、西久留女木、東久留女木（新田地区を除く）	<u>6</u>		渋川	渋川、西久留女木、東久留女木（新田地区を除く）	<u>8</u>
			小 計	<u>113</u>			小 計
		合 計	<u>700</u>			合 計	<u>1,000</u>

附 則

令和7年6月20日の総代会において決議された変更後の規定は、行政庁の認可後最初に到来する総代改選期から適用するものとし、それまでは従前の例による。

役員選任細則の一部変更について

【第 3 号議案】

役員選任細則の一部変更について

1 変更の理由

農協の男女共同参画推進を図る施策の一つとして、役員の女性比率を高めることを目的に経営管理委員の女性代表定数を変更するものです。(第 5 条別表)

2 変更の内容

変更の内容は下記のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示します。)

変 更 後	現 行																																																																																																										
(役員候補者の推薦基準) 第 5 条 地区役員候補者は、別表で定める地区毎の人数に基づき推薦するものとする。 ②～⑤ [略] 附 則 令和 7 年 6 月 20 日の総代会において決議された第 5 条別表の変更は令和 8 年 6 月開催の通常総代会の役員選任手続から適用する。 別表（役員選任細則第 5 条） <table><tr><th rowspan="3">地区又は 区分</th><th colspan="3">役 員 数</th></tr><tr><th colspan="2">内 訳</th><th rowspan="2">監 事</th></tr><tr><th>経営管理 委員</th><th></th></tr><tr><td>東 南</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>中 央</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>西</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>北</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>浜 北</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>湖 西</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>湖 北</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>女性代表</td><td>1 ～ 5</td><td>1 ～ 5</td><td></td></tr><tr><td>青年担い手 代表</td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>員外監事・ 学識経験監事</td><td>1 ～ 2</td><td></td><td>1 ～ 2</td></tr><tr><td>合 計</td><td>24 ～ 29</td><td>16 ～ 20</td><td>8 ～ 9</td></tr></table> ※推薦する経営管理委員は、法令、定款で規定する構成要件を満たすものとする。 ※経営管理委員・監事、理事のうち、15%以上の比率となる女性役員が選出されない場合には、女性役員比率が 15%以上となるよう女性代表枠より経営管理委員を選出する。	地区又は 区分	役 員 数			内 訳		監 事	経営管理 委員		東 南	3	2	1	中 央	3	2	1	西	3	2	1	北	3	2	1	浜 北	3	2	1	湖 西	3	2	1	湖 北	3	2	1	女性代表	1 ～ 5	1 ～ 5		青年担い手 代表	1	1		員外監事・ 学識経験監事	1 ～ 2		1 ～ 2	合 計	24 ～ 29	16 ～ 20	8 ～ 9	(役員候補者の推薦基準) 第 5 条 地区役員候補者は、別表で定める地区毎の人数に基づき推薦するものとする。 ②～⑤ [略] 別表（役員選任細則第 5 条） <table><tr><th rowspan="3">地区又は 区分</th><th colspan="3">役 員 数</th></tr><tr><th colspan="2">内 訳</th><th rowspan="2">監 事</th></tr><tr><th>経営管理 委員</th><th></th></tr><tr><td>東 南</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>中 央</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>西</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>北</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>浜 北</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>湖 西</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>湖 北</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>女性代表</td><td>2</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>青年担い手 代表</td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>員外監事・ 学識経験監事</td><td>1 ～ 2</td><td></td><td>1 ～ 2</td></tr><tr><td>合 計</td><td>25 ～ 26</td><td>17</td><td>8 ～ 9</td></tr></table> ※推薦する経営管理委員は、法令、定款で規定する構成要件を満たすものとする。 (追加)	地区又は 区分	役 員 数			内 訳		監 事	経営管理 委員		東 南	3	2	1	中 央	3	2	1	西	3	2	1	北	3	2	1	浜 北	3	2	1	湖 西	3	2	1	湖 北	3	2	1	女性代表	2	2		青年担い手 代表	1	1		員外監事・ 学識経験監事	1 ～ 2		1 ～ 2	合 計	25 ～ 26	17	8 ～ 9
地区又は 区分		役 員 数																																																																																																									
		内 訳		監 事																																																																																																							
	経営管理 委員																																																																																																										
東 南	3	2	1																																																																																																								
中 央	3	2	1																																																																																																								
西	3	2	1																																																																																																								
北	3	2	1																																																																																																								
浜 北	3	2	1																																																																																																								
湖 西	3	2	1																																																																																																								
湖 北	3	2	1																																																																																																								
女性代表	1 ～ 5	1 ～ 5																																																																																																									
青年担い手 代表	1	1																																																																																																									
員外監事・ 学識経験監事	1 ～ 2		1 ～ 2																																																																																																								
合 計	24 ～ 29	16 ～ 20	8 ～ 9																																																																																																								
地区又は 区分	役 員 数																																																																																																										
	内 訳		監 事																																																																																																								
	経営管理 委員																																																																																																										
東 南	3	2	1																																																																																																								
中 央	3	2	1																																																																																																								
西	3	2	1																																																																																																								
北	3	2	1																																																																																																								
浜 北	3	2	1																																																																																																								
湖 西	3	2	1																																																																																																								
湖 北	3	2	1																																																																																																								
女性代表	2	2																																																																																																									
青年担い手 代表	1	1																																																																																																									
員外監事・ 学識経験監事	1 ～ 2		1 ～ 2																																																																																																								
合 計	25 ～ 26	17	8 ～ 9																																																																																																								

J A とぴあ浜松3か年計画 ～農業と地域の未来をつむぐ“協同の力”～ の設定について

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



J Aとぴあ浜松 3 年計画

1. はじめに

J Aとぴあ浜松の前2か年計画～組合員とともに創造“農業と協同の未来”～では、10年後の現実像「事業・経営を創造し、農業の未来を切り拓く協同組合」を基本的な方向として、主要課題である「農家組合員の農業所得向上」「組合員との関係強化と人づくり」の実現に向けてスタートしました。地域の発展に向け、今まで以上に組合員との関係強化を図るとともに、新しい時代の農業振興と経営革新に取り組んでまいりました。

農業・J Aをめぐる環境は、農業従事者と耕作面積の減少が進むなか、農産物被害をもたらす気象変動による自然災害や、製造コスト上昇の影響による農業資材の価格高騰により厳しい農業経営環境が続いています。さらに、改正食料・農業・農村基本法の成立に伴い、食料安全保障の強化を軸とした中長期的な食料・農業・農村施策が求められています。

このようななか、地域の発展にJ Aとぴあ浜松が必要不可欠となることを目指し、自己改革の実践に努めてまいりました。営農事業では、農業生産販売の拡大を目指す生産者組織や、管内農業の中心となり、生産振興を推し進めていく担い手を育成・支援する「農業振興助成事業」を実施するとともに、園芸教室や農ライフセミナーによる担い手の育成・確保、営農アドバイザー（技術指導）による経営指導などを進めてまいりました。生産資材面では、仕入機能を強化するとともに、D Xの活用により予約購買を強化し生産資材コスト削減に取り組んでまいりました。販売事業では、指導部門との連携を強化させ一段と精度の高い出荷計画と生産情報を発信するとともに、重点市場・取引先への連携及び営業の強化に努めてまいりました。ファーマーズマーケットでは、管内農畜産物の情報発信や食農教育活動により、食と農の情報発信の充実を図りました。また、季節に応じた売り場づくりと品揃えを強化し利用者の利便性の向上に努めてまいりました。施設面では、老朽化した金融店舗、営農施設等の建設・整備を行い、組合員・利用者の満足度向上に努めてまいりました。

今後も農業・J Aを取り巻く環境は厳しさを増すことが予測されます。地域の発展に今まで以上にJ Aとぴあ浜松が必要不可欠となることを目指し、時代の変化に対応し得る農業振興と経営革新をテーマとする新たな3か年計画を策定し全力で取り組んでまいります。

2. めざす姿

使命

私たちJ Aとぴあ浜松は、組合員とその家族のみならず、広く地域住民や法人および消費者に対し、生活・流通・金融にわたる総合事業展開を通して、質の高いサービスと商品および自然の恵みである農産物を提供し、安心と安全、また快適で豊かな生活の実現に貢献することにより、常に時代に即した全国J Aのリーダーであり、実践者であることを目指します。

そして私たちは、

1. 営農指導を充実し、地域農業を振興します。
2. 生活活動を活発化し、地域の生活・文化の向上を図ります。
3. 農地を守り、緑豊かな街づくりを進めます。
4. 経営力を強化し、積極的な事業展開をします。

を基本方針として、明日の農業と地域社会づくりに取り組んでいきます。

経営理念

1. 共生 2. 創造 3. 健全 4. 品質 5. 専門 6. 信頼 7. 公平 8. 実践

3. 10年後の現実像

「事業・経営を創造し、農業の未来を切り拓く協同組合」

- 農業の飛躍的な生産・販売の拡大
 - 生産部会との協調や担い手育成などの多岐にわたる支援策が地域農業を力強く支え、販売・生産の拡大が図られている。
 - 農業メインバンク機能や女性部活動などの総合的な支援により、生産拡大を後押しする取り組みが実現している。
 - 准組合員との確かな結束により、准組合員が地域農業の発展をともに支えるパートナーとして地域農業の最大の応援団となっている。
- 経営環境に対応した事業・経営の転換
 - 組合員や地域住民のニーズの変化・多様化に対応した事業変革が図られている。
 - 組合員の意思反映の仕組みが機能し、組合員とともに成長や喜びを共有する組合運営が実践されている。
 - 戦略的な事業運営体制や要員配置が行われ、持続可能な経営基盤が確立されている。

4. 基本方針

わが国の現状は、少子高齢化や地域人口の減少、コロナ禍以降の物価高騰や人手不足による雇用情勢の変化、マイナス金利政策の解除等の社会情勢が変化し、過去20年のデフレから一転して、インフレへの転換が進んでいます。

農業情勢では、円安の進行や物流費・人件費などの製造コストの上昇の影響により、肥料・飼料・燃料等の生産資材価格が高止まりしているとともに、気象変動による自然災害により、今まで以上に農業を経営していく環境が厳しくなっています。

また、令和6年の通常国会において、改正食料・農業・農村基本法が成立し、食料安全保障の強化を軸として、人口減少下でのスマート農業等の活用による農業生産性の向上、環境と調和のとれた食料システムの確立、農村における地域社会の維持等が、今後の中長期的な食料・農業・農村政策の大きな方向性として求められてきます。

このようななか、これからもJAが組合員から必要とされるためには、事業環境の変化に対応し、事業のあり方や手法を見直しながら、組合員個々の営農と生活に即した事業・活動を通じて、つながりを維持していくとともに、協同組合の原点である「人」に焦点を当て、組合員・職員に向き合った施策を実践すべきと考えます。

組合員に対しては、安定した農業経営に向けて支援すること、世代交代にしっかり対応すること、組合員一人当たりの事業利用をさらに高めていくことが重要です。組合員の抱える課題や悩みを、総合事業を通じて解決し、組合員から相談される関係性を築くことが必要です。

また、地域農業の振興についても、今まで以上に目に見える形で実践していかなければなりません。

このため、次期3か年計画においては、「生産基盤」「組織基盤」「経営基盤」を固め、農業と地域の未来をつむぐ「協同の力」が育めるよう取り組んでまいります。

5. 目標と具体的な施策

目標1：産地の維持・拡大に向けた生産基盤の強化



重点施策1 生産部会の「めざす将来像」による農業所得向上と産地維持

重点施策2 地域農業を支える多様な担い手の確保

重点施策3 遊休農地等再生による露地作物の生産拡大

目標2：JA運営を支える組織基盤の強化



重点施策1 組合員・地域住民の農業・JAへの理解・共感の醸成

重点施策2 組合員の学びの場づくり

目標3：事業環境の変化に対応し得る経営基盤の構築



重点施策1 事業運営の最適化に向けた実践

重点施策2 エンゲージメント向上につながる人的資本経営の実践

重点施策3 健全経営に向けた内部統制の確立・強化

重点施策4 女性のJA運営参画の推進

6. 施設投資計画

農業振興と事業のサービス向上に必要な施設を計画的に整備します。

主要施設投資計画

(単位：百万円)

整備内容	金額 (7～9年度)
店舗施設の整備	1,300
金融機器の整備	400
営農・生活事業関連の整備	3,000
情報施設機器の整備	100
合計	4,800

(注) 金額については概算額とする。

7. 数値計画

(1) 主要事業量

事業を通じた地域農業の振興と組合員・地域住民への貢献活動のため、次の事業量目標を掲げます。

主要事業量

(単位：百万円)

	貯 金	貸出金	長期共済 重点実績額	購買品 取扱高	販売品 取扱高
7 年度	1,301,020	230,908	127,191	7,726	23,700
8 年度	1,311,020	234,908	127,000	7,736	23,602
9 年度	1,321,020	238,908	127,000	7,736	23,610

(2) 損益

計画経営に基づいて、次の損益目標を掲げます。

損 益

(単位：百万円)

	事業総利益	事業管理費	うち人件費	事業利益	経常利益
7 年度	14,142	11,945	7,797	2,197	2,834
8 年度	14,693	12,283	8,030	2,410	3,048
9 年度	14,854	12,487	8,110	2,367	3,006

第31期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

事業計画の設定について

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



I. 基本方針

令和7年度は、JAとびあ浜松合併30周年となる節目の年度です。「おかげさまで30年感謝を心に新たな挑戦」をスローガンに掲げ、農業を主軸とした地域協同組合としてさらなる発展を目指してまいります。また、「JAとびあ浜松3か年計画～農業と地域の未来をつむぐ“協同の力”～」の1年次として、新たな自己改革を進めていく上でも重要な年度となります。

目まぐるしく変化する社会経済情勢に加え、農業を取り巻く環境は、生産資材価格の高止まりや担い手不足、気象変動による自然災害など、今まで以上に厳しい環境が続いております。

このようななか、当組合は改めてJAの使命を問い直し、農業振興の根幹となる「生産基盤」の強化と、事業運営の好循環に向けた「組織基盤」の強化、そして、これらの実現の大前提となる「経営基盤」の強化を推し進めてまいります。

II. 部門別事業計画

◆ 営農事業

(1) 営農指導事業



生産者組織のめざす将来像に基づいた主要品目の生産振興、露地作物の振興に取り組みます。

また、担い手の育成・確保に取り組むとともに、気象変動対策やスマート農業技術活用による省力化を図り、持続可能な農業を支援します。

◆重点実施事項

- ①生産者組織のめざす将来像の実践
- ②遊休農地等を活用した露地作物の生産振興
- ③生産者組織を支える担い手の育成
- ④労働力不足を補うスマート農業技術の普及
- ⑤気象変動に対応した栽培技術の検討

(2) 販売事業



農家組合員の所得向上のため、多様な販売に対応するとともに、重点取引先との連携強化により、販売品取扱高の維持・拡大に努めます。

併せて、ファーマーズマーケットでは、合併 30 周年記念事業を通じた出荷者への販売提案に取り組むとともに、地域の皆さまに旬な農畜産物の情報を発信します。

◆重点実施事項

- ①重点取引先との連携強化
- ②多様な販売に対応した企画提案
- ③取引先に向けた精度の高い産地情報の提供
- ④合併 30 周年記念事業を通じた利用者満足度の向上

販売事業計画

(単位：百万円)

部 門	前年度実績	本年度計画
農 産 園 芸	12,834	12,488
果 樹	2,866	2,855
花 き	3,003	3,040
畜 産	2,447	2,117
ファーマーズマーケット	2,962	3,200
合 計	24,115	23,700
(上記のうち特販事業扱い)	1,766	1,750

※合計取扱高（本年度計画）のうち 853 百万円は買取販売の販売高

(3) 購買事業



安定的な生産資材の調達と低コスト資材や環境・気候に適した資材の提案により、農家組合員の持続可能な農業生産を支えます。

◆重点実施事項

- ①予約購買を生かした生産資材の安定調達
- ②指導・販売と連携した低コスト資材や環境・気候に適した資材の提案
- ③地域の特性や組合員ニーズに適応した品揃え

購買事業計画

(単位：百万円)

部 門	前年度実績	本年度計画
生 産 資 材	5,485	5,521
生 活 資 材	679	704
合 計	6,165	6,226

生活事業

(1) 生活指導事業



次世代に向けた食育活動と協同活動により、組合員をはじめ、地域の皆さまの健やかで豊かな生活の実現に取り組みます。

「J A 女性部 3 か年計画～元気で豊かな地域をみんなの力で～」をスローガンに、地域に必要とされる組織活動を展開します。

◆重点実施事項

- ①「食と農」を中心とした女性部活動の展開と継承
- ②フードロス削減に向けた取り組みの支援
- ③女性部員に向けた総合事業学習会の開催

(2) 葬祭事業

組合員・利用者の想いに寄り添う葬儀施行に取り組み、人と人との心をつなぐセレモニーの実現に努めます。

◆重点実施事項

- ①利用者の希望を叶える葬儀プランの提案
- ②葬祭ディレクターの育成
- ③終活セミナーと葬儀事前相談会の開催

葬祭事業計画

(単位：百万円、件)

種 類	前年度実績	本年度計画
葬 祭 取 扱 高	1,510	1,500
葬 儀 件 数	980	970

(3) 資産管理事業



組合員や利用者のニーズに沿った情報提供・財産保全に努め、資産承継・資産活用に関する相談機能の充実を図ります。

◆重点実施事項

- ①相続対策・資産活用相談の充実
- ②インターネットを活用した不動産情報の提供
- ③農住部会の活動支援

資産管理事業計画

(単位：件)

区 分	前年度実績	本年度計画
賃 貸 幹 旋 件 数	216	220
売 買 幹 旋 件 数	58	70

信用事業



組員・利用者の皆さまとのつながりを大切にするとともに、総合事業を生かした相談・提案活動の実践や金融商品・サービスの提供に努め、地域農業と暮らしを支える金融機関を目指します。

◆重点実施事項

- ①営農部門と連携した農業融資の提案
- ②相談・提案力強化による利用者満足度の向上
- ③利用者ニーズに適応した金融商品・サービスの提供
- ④組員・利用者から信頼される担当者の育成

信用事業計画

(単位：百万円)

種 類		前年度実績	本年度計画
貯金	当座性貯金	555,398	573,273
	定期性貯金	709,896	727,747
	合 計	1,265,295	1,301,020
貸出金	手形貸付金	54	39
	証書貸付金	221,707	225,840
	当座貸越	4,918	5,029
	合 計	226,679	230,908

共済事業



組員・利用者本位の業務運営により、一人ひとりに寄り添った総合保障点検活動を実践し、「安心」と「満足」を提供します。

◆重点実施事項

- ①自然災害などに対する迅速な支払対応
- ②非対面チャネルを活用した組員・利用者との接点強化
- ③「ひと・いえ・くるま」の総合保障点検活動の実施
- ④組員・利用者から信頼される担当者の育成

共済事業計画

(単位：百万円、件)

種 類	前年度実績	本年度計画
長期共済保有契約高	3,220,978	3,140,000
長期共済新契約高	195,510	190,787
長期共済重点実績額	151,355	127,191
自動車共済新契約件数	47,090	46,465
自賠責共済新契約件数	17,880	16,896



広 報



農業・JAへの理解と共感を高めるため、広報誌、ホームページ及びSNSなど、多様な媒体を効果的に活用した広報活動を展開します。また、合併30周年に関する情報を積極的に発信し、とびあ浜松の存在価値を高めます。

◆重点実施事項

- ①農業・JAへの理解醸成に向けた情報発信の強化
- ②「国消国産」「地産地消」の発信強化
- ③マスコミとの連携強化による積極的な情報発信
- ④合併30周年記念事業のPR
- ⑤積極的なSDGsの取り組み発信



企画・総務



とびあ浜松合併30周年にあたり、組合員や地域の皆さまへ感謝を伝える記念事業や記念旅行を実施するとともに、地域の農業及びJAへの理解を促し、JA活動への関心を深めます。

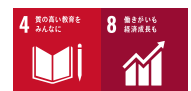
また、事業計画を着実に実践し、持続可能な経営基盤の確立・強化に努めます。

◆重点実施事項

- ①合併30周年記念事業の実践
- ②組合員に対する農業・JA活動の理解促進と学びの提供
- ③組合員の意思反映体制強化
- ④部門別事業利益確保に向けた進捗管理
- ⑤環境への配慮及び計画的な施設投資



人 事



「地域農業」や「食と農」について対話ができ、農業協同組合の職員として組合員や地域の皆さまの期待に応えられる人材育成に努めます。

◆重点実施事項

- ①「とびあ浜松の農畜産物」「環境変化への対応力」に関する学習機会の充実
- ②若年層教育の充実
- ③専門力と人間力のあるリーダー育成
- ④新入職員農業実習の実施

リスク統括

業務を健全かつ効率的に遂行するため、内部統制システムの充実強化に取り組めます。

また、適正な融資審査、適切な資産自己査定の実施により、組合経営の健全性確保に努めます。

◆重点実施事項

- ①リスク管理体制における部門間連携の充実・強化
- ②内部統制に基づいた融資審査の遂行
- ③適切な債権管理によるリスク管理債権の抑制

内部監査

業務の健全性を確保するため、有効かつ効率的な監査を実施します。

また、監事及び会計監査人、各部門との円滑な連携を図り、効果的な内部監査の実施に取り組めます。

◆重点実施事項

- ①リスクアプローチを重視した業務プロセス監査の実施
- ②部門間連携による3線防御体制の強化
- ③検査・監査指摘事項に対する改善状況の検証
- ④内部統制運用状況の検証

Ⅲ. 総合財務計画

令和8年3月31日時点

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	本年度計画	科 目	本年度計画
信用事業資産	1,341,393	信用事業負債	1,306,551
現金	2,950	貯金	1,301,020
預金	867,062	借入金	500
有価証券	238,423	その他の信用事業負債	5,031
貸出金	230,908	共済事業負債	3,204
その他の信用事業資産	2,500	共済資金	1,318
貸倒引当金	△ 450	未経過共済付加収入	1,846
共済事業資産	93	共済未払費用	41
経済事業資産	2,300	経済事業負債	1,662
経済事業未収金	1,760	経済事業未払金	1,610
経済受託債権	10	経済受託債務	52
棚卸資産	529	雑負債	2,073
その他の経済事業資産	26	諸引当金	4,538
貸倒引当金	△ 25	賞与引当金	479
雑資産	1,288	退職給付引当金	3,434
固定資産	18,217	役員退職慰労引当金	84
減価償却資産	32,680	特例業務負担金引当金	541
減価償却累計額	△ 22,603	負債合計	1,318,027
土地	8,105	出資金	3,530
無形固定資産	35	利益剰余金	83,075
外部出資	39,850	利益準備金	7,787
前払年金費用	317	その他利益剰余金	75,288
繰延税金資産	1,163	積立金	72,718
		当期未処分剰余金	2,570
		(うち当期剰余金)	1,534
		処分未済持分	△ 11
		評価・換算差額等	—
		純資産合計	86,593
資産合計	1,404,620	負債及び純資産合計	1,404,620

※勘定科目端数処理のため合計が一致しない場合があります。

IV. 総合収支計画

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	本年度計画	科 目	本年度計画
事業総利益	14,142	加工事業収益	82
信用事業収益	11,834	加工事業費用	59
信用運用収益	11,434	加工事業総利益	23
その他の収益	400	利用事業収益	239
信用事業費用	4,228	利用事業費用	126
資金調達費用	3,428	利用事業総利益	113
その他の費用	800	宅地等供給事業収益	151
信用事業総利益	7,606	宅地等供給事業費用	11
共済事業収益	4,298	宅地等供給事業総利益	140
共済付加収入	4,001	農用地利用調整事業収益	9
その他の収益	296	農用地利用調整事業費用	3
共済事業費用	297	農用地利用調整事業総利益	6
共済推進費	235	その他事業収益	33
共済保全費	45	その他事業費用	30
その他の費用	17	その他事業総利益	3
共済事業総利益	4,001	指導事業収入	21
購買事業収益	7,378	指導事業支出	204
購買品供給高	7,331	指導事業収支差額	△ 183
購買手数料	26	事業管理費	11,945
その他の収益	21	人件費	7,797
購買事業費用	6,103	業務費	1,385
購買品供給原価	5,692	諸税負担金	436
購買品供給費	274	施設費	2,292
その他の費用	137	その他事業管理費	35
購買事業総利益	1,275	事業利益	2,197
販売事業収益	2,779	事業外収益	695
(買取) 販売品販売高	854	事業外費用	58
(受託) 販売手数料	889	経常利益	2,834
その他の収益	1,037	特別利益	—
販売事業費用	1,621	特別損失	723
(買取) 販売品販売原価	664	税引前当期利益	2,111
販売費	108	法人税住民税及び事業税	577
その他の費用	848	当期剰余金	1,534
販売事業総利益	1,158		

【付属資料】

J Aとぴあ浜松 自己改革工程表

J Aとぴあ浜松では、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を3本柱として、自己改革に全力で取り組んでまいりました。平成30年度の「J Aの自己改革に関する組合員調査」では、正組合員から一定の評価と自己改革に向け一層期待する声をいただきました。また、多くの准組合員からは、総合事業の必要性や地域農業を応援したいという声もいただくことができました。

令和4年度からは、組合員との対話に基づく自己改革実践サイクルの取り組みを開始し、農業者の所得増大に向けた取り組みや、J A経営基盤の確立・強化、ならびに組合員との対話・意思反映の取り組みを進めています。

今後も地域に必要なJ Aであり続けられるよう、組合員との対話を通じた「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

自己改革を実践するための具体的な方針

- 1 訪問活動や区域懇談会等を通じた「担い手との対話」を原点としてニーズを的確に把握します。
- 2 「農家組合員の売上増加・コスト低減」につながる担い手目線での必要な取り組みについて、目標および具体策の策定とそれらの着実な実践により、改革の目的である「所得増大」の実現に取り組みます。
 - ①中核的担い手・担い手法人を対象に、所得増大に向けて、遊休農地等を活用した作物の生産振興に取り組みます。
 - ②生産者組織に加入するすべての農家を対象に、高温対策に向けた土壌改良剤の普及等による出荷量増加に取り組みます。
 - ③ファーマーズマーケット出荷会員を対象に、販売高増加に向けて、地産地消の更なる促進へと導く出荷量・消費量の拡大に取り組みます。
 - ④農業を営むすべての方を対象に、農業融資新規実行の拡大に取り組みます。
- 3 改革の取り組みと成果について対話等を通じて評価を把握し、次につなげることで、PDCAサイクルを回し、不断の自己改革を着実に実践します。

自己改革の実践に向けた組合員の意思反映

自己改革の実践にあたっては、改革の評価の把握に向けて、令和4年度から開始した広報誌の配布活動や、地域に根差したJ Aを目指して開催する区域懇談会等を通じて、多くの意見要望に耳を傾けます。また、生産者組織や女性部組織をはじめとする組合員組織活動の一つ一つは、我々職員との重要な接点でもあり、且つ意思反映にも繋がる貴重な機会と捉え大切にしていまいります。さらには「事業利用や活動参加を通じて、食の安全・安心や地域農業の発展をともに支えるパートナー」である准組合員の意見も取り入れ、正組合員と准組合員が一体となったJ A運営を目指します。そして、組合員の評価や意向を踏まえ、必要な見直しを行ってまいります。また、准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、改革の目的である「農業者の所得増大」につながるよう取り組みます。

自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取り組みについて

昨今は、金融市場の変動が激しく、経済環境が急速に変化しており、先行きが不透明な状況が続いています。また、マイナス金利政策の解除に加え、少子高齢化に伴う労働人口の減少により、信用事業・共済事業においては、今後も厳しい事業環境が続くと予測されます。

こうした情勢を踏まえ、今後5年間現状のまま事業改革を進めなかった場合の成り行き収支予測では、事業利益は黒字を確保するものの、減益の見通しとなっています。しかしながら、全事業部門における事業計画の着実な実践によって、健全性を確保した収支水準は維持できる見通しです。なかでも、販売品取扱高は自己改革のメイン指標となるだけでなく経営基盤にも直結しています。いかなる環境下においても、重点取引先との販売強化をはじめとした効果的な戦略によって、販売品取扱高230億円を下回ることはない盤石な営農事業体制を築いてまいります。

また、農業振興への投資は、健全な総合事業経営が前提となることから、全事業総力を挙げて強固な経営基盤の確立に取り組んでまいります。

JAとぴあ浜松 自己改革工程表（数値編）

重点目標

成果指標・目標値

農業者の所得増大・農業生産の拡大

①	遊休農地等を活用した作物の生産振興	令和7年度
	対象者：中核的担い手・担い手法人	目 標
	売上増加効果 10a あたり販売高 1,000 千円	70a
②	高温対策に向けた土壌改良剤の普及	令和7年度
	対象者：生産者組織に加入するすべての農家	目 標
	収量増加効果 1ha あたり 1～10%増収	290ha
③	ファーマーズマーケットの出荷量・消費拡大による売上増加	令和7年度
	対象者：ファーマーズマーケット出荷会員	目 標
	売上増加効果 1 出荷者あたりの販売高＋10%	810 人
④	農業融資新規実行の拡大	令和7年度
	対象者：農業を営むすべての者	10 億円

経営基盤の確立・強化

令和7年度目標

販売品取扱高 230 億円の厳守

販売品取扱高
230 億円

対話・意思反映

項目	令和7年度 目標
職員による広報誌配布（延軒数）	115,000 軒
区域懇談会（出席率）	80%
営農事業経営意向調査（延軒数）	1,080 軒
生産者組織との活動数（回数）	500 回
女性部組織との活動数（回数）	950 回

【報告資料】

I. 部門別損益計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：百万円)

区 分	合 計	信 用 事 業	共 事 業	農 業 関 連 事 業	生活その他 業	営 農 指 導 事 業	共通管理費等
事 業 収 益 ①	26,764	11,666	4,502	8,311	2,263	21	
事 業 費 用 ②	12,060	3,609	292	6,413	1,489	255	
事 業 総 利 益 (①－②) ③	14,704	8,056	4,209	1,897	774	△ 234	
事 業 管 理 費 ④	11,964	5,738	2,858	1,997	713	656	
(うち人件費) ⑤	(7,963)	(3,642)	(2,071)	(1,255)	(499)	(495)	
(うち減価償却費) ⑥	(969)	(411)	(224)	(220)	(62)	(50)	
※うち共通管理費 ⑦		683	356	220	84	53	△ 1,398
(※うち人件費) ⑧		(281)	(146)	(90)	(34)	(21)	(△ 575)
(※うち減価償却費) ⑨		(29)	(15)	(9)	(3)	(2)	(△ 61)
事 業 利 益 (③－④) ⑩	2,740	2,318	1,351	△ 99	60	△ 891	
事 業 外 収 益 ⑪	716	350	182	112	43	27	
※うち共通分 ⑫		350	182	112	43	27	△ 716
事 業 外 費 用 ⑬	71	35	18	11	4	2	
※うち共通分 ⑭		35	18	11	4	2	△ 71
経 常 利 益 (⑩＋⑪－⑬) ⑮	3,385	2,634	1,515	2	99	△ 866	
特 別 利 益 ⑯	999	488	254	157	60	38	
※うち共通分 ⑰		488	254	157	60	38	△ 999
特 別 損 失 ⑱	1,020	499	260	160	61	38	
※うち共通分 ⑲		499	260	160	61	38	△ 1,020
税引前当期利益 (⑮＋⑯－⑱) ⑳	3,363	2,623	1,510	△ 1	98	△ 867	
営農指導事業分配賦額 ㉑		348	186	266	66	△ 867	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (㉑－㉒) ㉒	3,363	2,275	1,323	△ 267	32		

(注) 事業収益・事業費用（各部門及び合計）は、部門別損益を明らかにするため、部門間取引の相殺前の数値としています。

(脚注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等（⑦、⑧、⑨、⑫、⑭、⑰、⑲）

各部門の事業総利益割合 ＋ 事業管理費割合 ＋ 稼働職員数割合
3

(2) 営農指導事業（㉑）

各部門の事業総利益割合 ＋ 営農指導事業の各部門に対する貢献度割合
2

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

区 分	信 用 事 業	共 事 業	農 業 関 連 事 業	生活その他 業	営 農 指 導 事 業	合 計
共通管理費等	48.91%	25.50%	15.75%	6.03%	3.81%	100.00%
営農指導事業	40.13%	21.49%	30.72%	7.66%		100.00%

Ⅱ．子会社の概況

１．（株）とびあサービスの概況

第 46 期（令和 6 年度）事業報告書

当該事業年度における我が国経済は、日経平均株価が史上最高値を更新するなど、企業部門が堅調さを維持し、緩やかな回復を維持しました。一方で、家計部門においては、賃金の伸びが物価上昇に追いついていないことから、景気の回復力は弱い状態が続いています。

このようななか、物価上昇の影響もあり、取扱高は全ての部門で前期を上回り、当期取扱高は 5,145 百万円と前期比で 106.2%となりました。

○店舗部門

A コープいなさ店では、一般食品の値上げや米の入荷量不足、天候不順による青果物の高騰など、先行き不透明な状況が続くなかでの営業となりましたが、商品単価の上昇により取扱高は前期を上回りました。籠盛製造では、葬儀・慶事の簡素化が進みましたが、堅調な実績を積み上げ、取扱高は前期を上回り、店舗部門の取扱高は 1,218 百万円と前期比で 102.6%となりました。

○燃料部門

燃料油価格激変緩和対策事業は継続しているものの、補助金額の段階的減少により燃料油価格は上昇したことから、取扱高は前期を上回りました。また、寒波の影響により重油の取扱量が増加したことで、当期取扱高は 2,073 百万円と前期比で 102.6%となりました。

○車両部門

新車販売では、年間を通して順調な受注を維持し、普通自動車の昨年度受注分を含め、納車についても順調に進んだことから、新車販売台数は前期を上回りました。車両整備では、高品質な点検・整備と適切なアドバイスに努め、取扱高は前期を上回り、当期取扱高は 1,853 百万円と前期比 113.3%となりました。

○保険部門

J A 組合員向け傷害保険の事務受託や各種損害保険の提供と取引先等への新規契約推進に努めました。保険料収納額は 93 百万円と前期比で 105.0%となりました。

○総務部門

部門別部署別損益管理の徹底により健全経営に努めました。

第 47 期（令和 7 年度）事業計画書

基本方針

組合員・利用者から必要とされる存在であり続けられるよう、質の高いサービスと安全で安心な商品の提供に努めます。

具体的実施事項

店舗部門	新鮮・旬・品揃えにこだわり、安心してご利用いただける店舗運営を目指します。
燃料部門	地域に密着した店舗づくりと、適正価格での安定供給を目指します。
車両部門	安全性能に優れた自動車の販売と確かな整備で、安全快適なカーライフを提供します。
保険部門	J A 共済を補完し、組合員、利用者のニーズに合わせた商品を提案します。
総務部門	部門別部署別損益管理の徹底により健全経営に努めます。

(株)とびあサービスの事業実績



貸借対照表

第46期（令和7年3月31日現在）

（単位：千円）

資 産 の 部			負 債 の 部	
現 金	13,074	買 掛 金	328,917	
預 金	1,101,889	雑 負 債	124,801	
売 掛 金	275,530	賞 与 引 当 金	27,812	
棚 卸 資 産	80,528	退 職 給 付 引 当 金	104,545	
雑 資 産	86,336	負 債 合 計	586,077	
貸 倒 引 当 金	△ 977	純 資 産 の 部		
固 定 資 産	181,753	資 本 金	40,000	
減 価 償 却 累 計 額	△ 155,451	利 益 剰 余 金	1,007,168	
繰 延 税 金 資 産	50,831	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	271	
資 産 合 計	1,633,516	純 資 産 合 計	1,047,439	
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,633,516	



損益計算書

第46期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
[営業損益]		
売 上 高	4,983,558	
販 売 雑 収 入	54,330	5,037,888
売 上 原 価	4,122,964	
売 上 総 利 益		914,923
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	832,161	
（うち 販 売 費）	(59,570)	
（うち 人 件 費）	(560,568)	
（うち そ の 他 管 理 費）	(212,021)	
営 業 利 益		82,762
[営業外損益]		
営 業 外 収 益	7,101	
営 業 外 費 用	1,522	
経 常 利 益		88,341
特 別 損 失	250	
税 引 前 当 期 純 利 益		88,090
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税		31,702
法 人 税 等 調 整 額		△ 1,713
当 期 純 利 益		58,101



事業実績

（単位：千円、％）

部 門	R6年度計画	R6年度実績	計画比	前期比	R7年度計画
店 舗	1,210,000	1,218,435	100.6	102.6	1,230,000
燃 料	2,045,000	2,073,618	101.3	102.6	2,050,000
車 両	1,690,000	1,853,829	109.6	113.3	1,720,000
合 計	4,945,000	5,145,883	104.0	106.2	5,000,000

（注）損益計算書への記載は受託販売手数料を記載しています。

そのため、損益計算書の売上高と事業実績の実績額は相違しています。

2. (株)とぴあふぁー夢の概況

第 15 期（令和 6 年度）事業報告書

○農産物の生産・販売

玉葱・人参・落花生他を 1,307 アール作付し、販売数量は 556 トン、販売金額は 11,203 万円となりました。

○農用地の維持・改良

1,067 アールの農地の維持改良を行い、地域農家へ 373 アールを再配分しました。

○農業用機械等の貸出

電動播種機・脱穀機・プラソイラの貸し出しを行い、延べ 30 名の利用がありました。

○農業研修

2 名が研修を終え新規就農しました。また、現在研修中の 1 名については、令和 7 年 7 月の就農を目指しています。

第 16 期（令和 7 年度）事業計画書

基本方針

耕作する農地の再配分による地域農業者への貢献、担い手育成による地域農業生産振興に努めます。
また、生産性向上により、財務基盤の安定化と社員の処遇改善を図っていきます。

具体的実施事項

農用地の維持・改良

地域農家へ 456 アール再配分するとともに、新たな農地（遊休農地）を借り受けて農地の維持・改良を行います。

農業用機械等の貸出

自社所有農業用機械（脱穀機・プラソイラ等）の貸し出しを行います。

農業研修

農業研修を 1 名について実施していきます。また、研修希望者の発掘を継続的に行っていきます。

農産物の生産・販売

玉葱・甘藷・人参等を 1,269 アール作付し、685 トンの販売を行います。

(株)とぴあふぁー夢の事業実績

貸借対照表

第15期(令和7年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
預 金	81,013	買 掛 金	59
売 掛 金	13,983	雑 負 債	15,937
棚 卸 資 産	19,358	賞 与 引 当 金	2,497
雑 資 産	1,812	負 債 合 計	18,494
貸 倒 引 当 金	△ 48	純 資 産 の 部	
固 定 資 産	15,825	資 本 金	50,000
減 価 償 却 累 計 額	△ 14,323	利 益 剰 余 金	49,126
資 産 合 計	117,620	純 資 産 合 計	99,126
		負債及び純資産合計	117,620

損益計算書

第15期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	
[営業損益]		
売 上 高	112,031	112,031
売 上 原 価	50,623	
売 上 総 利 益		61,408
販売費及び一般管理費	53,238	
(うち販売費)	(30,363)	
(うち人件費)	(20,654)	
(うちその他管理費)	(2,220)	
営 業 利 益		8,169
[営業外損益]		
営 業 外 収 益	7,134	
経 常 利 益		15,304
税 引 前 当 期 純 利 益		15,304
法人税・住民税及び事業税		4,453
当 期 純 利 益		10,851

Ⅲ. 「JAバンク基本方針」の変更について

定款第42条第2号の定めにより、信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める「JAバンク基本方針」の内容（概要）を以下のとおり報告いたします。

1. 「JAバンク基本方針」について

- (1) 組合員・利用者の皆様に便利・安心なJAバンクをご利用いただくため、「JAバンク基本方針」（以下「基本方針」という）では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取組みとJAバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取組み（以下「JAバンクシステム」という）を定めています。
- (2) 一体的事業運営の取組みとして、JAバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。
- (3) また、破綻未然防止の取組みとして、JA・信連（以下「JA等」という）が農林中央金庫（以下「農林中金」という）に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。
- (4) なお、JA等による経営改善に向けた取組みを支援するため、JA等が資金拠出したJAバンク支援基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。
- (5) 基本方針は、金融情勢の変化、JA等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしています。

2. 2024年6月21日変更の主な内容

2024年6月21日開催の農林中金通常総代会において、基本方針の変更が承認され、同日より実施されました。

共済監督指針改正等を踏まえ、全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という）は共済不祥事件が発生した場合の対処方法を定めた「JA共済不祥事件措置基準」を変更するなど、実効性ある指導の枠組みを整備しています。

こうしたことを踏まえ、JAバンク会員が、厳しさを増す経営環境のなかで、経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、主に以下のとおり変更されました。

- (1) 共済系統との連携強化に向けた対応
JAバンクシステムの健全性を維持する観点から共済系統との連携を強化するため、以下のとおりJAバンク基本方針に定める。
 - a 「JAバンク会員の役割等」に、必要があるときは、全共連と連携を図る旨を定める。
 - b レベル格付指定基準（業務執行体制）「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事件（子会社含む）が発生した場合」について、「共済事業のみの不祥事件であって、JAバンク基本方針に基づく指導と同等の指導が行われる場合にはレベル格付の指定対象外とする」旨を追加する。

3. 2025年3月13日変更の主な内容

2025年3月13日開催の農林中金臨時総代会において、基本方針の変更が承認され、同日より実施されました。

J Aバンク会員が、厳しさを増す経営環境のなかで、経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、主に以下のとおり変更されました。

(1) 健全性維持に向けた対応

将来の環境変化を見越した自律的な取組み、よりの確かつ効率的に改善に向けた取組みを進めるため、以下a～cについてJ Aバンク基本方針を変更する。

- a 「資産精査の実施基準」に、有価証券評価損を考慮する「資産精査実施にかかるストレステスト後自己資本比率（8%未満）」を追加する。
- b 要改善J A（経営点検基準）指定基準を、貸出等債権・有価証券に対象を絞る「要改善J A指定にかかるストレステスト後自己資本比率8%未満」に変更する。
- c レベル格付指定基準（業務執行体制）について、信用事業の内部統制に重大な支障があるかどうかの観点から以下2点を変更する。
 - (a) 「要改善J A（不祥事点検基準）」指定要件に該当する不祥事が多発した場合」を「再発J Aにおいて、「要改善J A（不祥事点検基準）」指定要件に該当する信用事業での不祥事件が新たに発生した場合」に変更する。
 - (b) 「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事件（子会社含む）が発生した場合」を、「信用事業に権限を有する役員が関与する不祥事件（子会社含む。以下同じ）または役員が関与する信用事業での不祥事件が発生した場合」に変更する。

以 上

「J Aバンク基本方針」について

「J Aバンク基本方針」は、「J Aバンクシステム」を確立するため、J A・信連・農林中金が一体となって取組むべき基本的な事項について、J Aバンクの総意として定める「行動規範」です。

J Aバンク基本方針の概要

I 「J Aバンクシステム」の基本的方向

- 1 J A・信連・農林中金の総合力を結集し、実質的に一つの金融機関として機能する運営システムの確立
- 2 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供
- 3 資金を安全・効率的に運用し、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止
- 4 健全な経営を持続するため、経営管理を高度化し、問題の早期発見と経営改善を実施
- 5 指定支援法人^{*}に基金を設定し、これを財源に経営改善や組織統合に必要な支援を実施

^{*}指定支援法人：（一社）ジェイエイバンク支援協会が、指定支援法人としての役割を担っています。

II 「J Aバンク会員」の役割等

- 1 農林中金の役割（J Aバンクの総合的戦略等の樹立、J A・信連に対する必要な指導、「J Aバンク中央本部」の設置・運営、特定承継会社を適切に運営、J A・信連の会計監査人との間で情報連携を図る、J A・信連の経営管理高度化に向けた支援）
- 2 J A・信連の役割（農林中金の指導の遵守、「J Aバンク県本部」の設置・運営、一体的な事業運営への取組、J Aの経営管理高度化に向けた支援）
- 3 中央会・全共連との連携（J Aバンクシステムの適切な運営のため、必要に応じ中央会及び全共連と連携）

III 「J Aバンク会員」の責務

- 1 J Aバンクの一体的事業運営（J Aバンクの総合的戦略に基づく一体的な事業運営）
- 2 J Aバンク全体の安全・効率運用の確保（信連・農林中金への資金預入、相互援助預金預託基準・余裕金運用自主ルール¹の遵守）
- 3 経営状況の報告等（経営管理資料、その他経営状況に関する事項について農林中金に報告、農林中金が求める調査の対応）
- 4 資金運用制限ルールの遵守（実質自己資本比率、業務執行体制にかかる基準に該当した場合、体制・体力に応じた資金運用範囲の制限）
- 5 経営改善ルールの遵守（経営管理体制の整備、経費削減・合理化、資本増強等経営改善策の確実な実行）
- 6 組織統合ルールの遵守（経営継続上の重大な問題が生じた場合、信連・農林中金への信用事業譲渡等を実施）
- 7 会計監査人監査等への適切な対応（内部統制を適切に確立したうえで、会計監査人監査に基づいて経営の透明性及び信頼性を確保）
- 8 信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守（信連・農林中金への信用事業譲渡を行う場合、計画を策定し実践）
- 9 指定支援法人への財源拠出（毎年度必要な財源を拠出）

IV 「J Aバンク会員」が享受するメリット

- 1 「J Aバンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知
- 2 全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い
- 3 「J Aバンク」商標、及びこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用
- 4 指定支援法人の支援

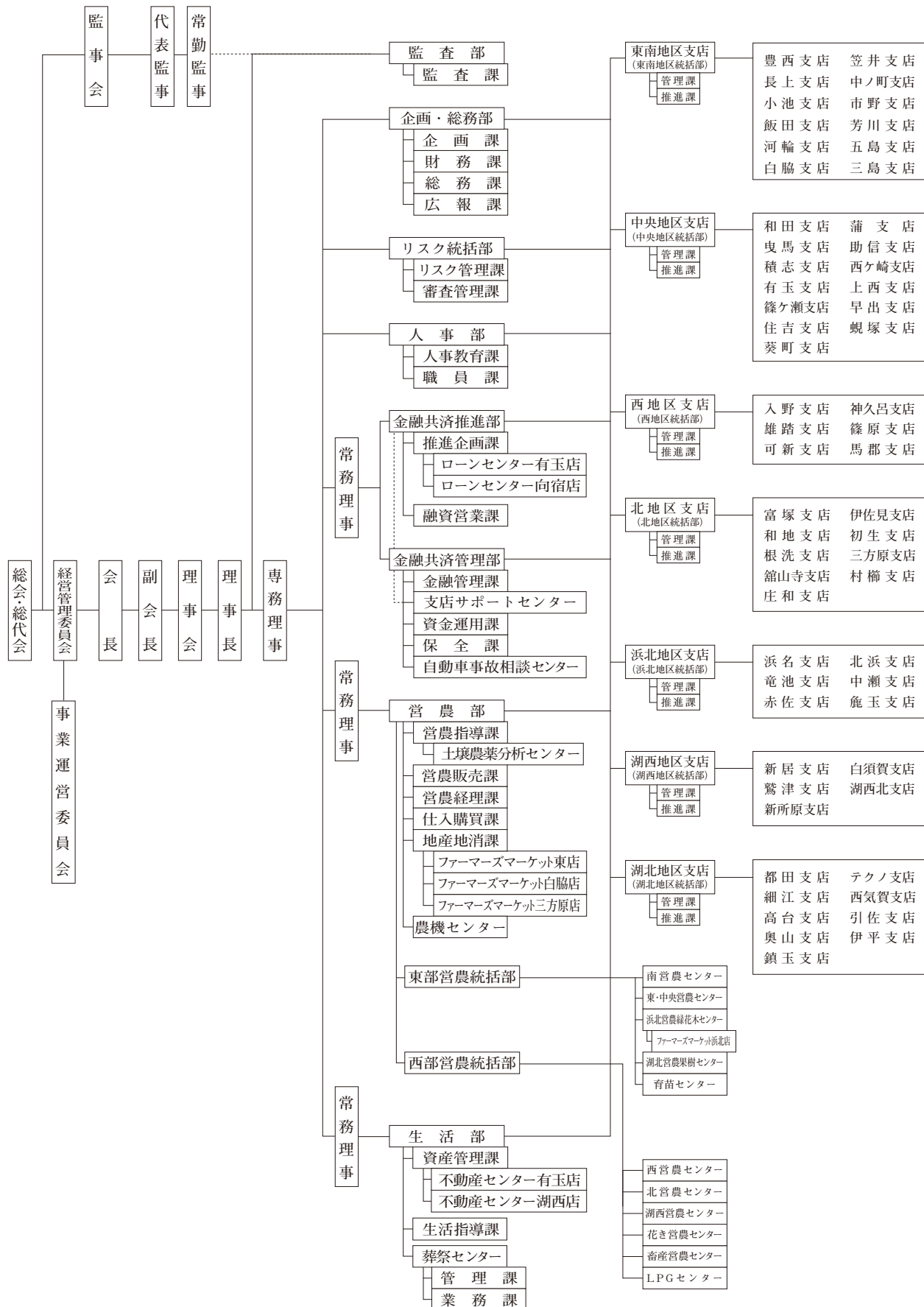
V 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

基本方針を遵守しない会員に対し、農林中金は勧告・警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、会員からの強制脱退措置を講ずる。

VI 基準等の変更

金融情勢・J Aバンク会員の経営状況等を踏まえ、J Aバンクシステムの信頼性を確保する観点から、基本方針の内容・基準について毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

IV. 令和 7 年度機構図



令和7年4月1日現在

【参考資料】

貸借対照表 主要科目用語説明

科 目	説 明
(資 産 の 部)	
1. 信用事業資産	
(1) 現金	農協が保有している現金
(2) 預金	
系統預金	信連への預け金
系統外預金	銀行などへの預け金
(3) 有価証券	
国債	国が発行する債券
地方債	地方公共団体が発行する債券
社債	一般の事業会社が発行する債券
株式	一般の上場会社が発行する株式
(4) 貸出金	皆さんにお貸ししているお金
(5) その他の信用事業資産	
未収収益	預金、貸出金、有価証券の未収利息など
その他の資産	内国為替に係る立替金など
(6) 貸倒引当金	債権の貸倒れに備えた引当金
2. 共済事業資産	
3. 経済事業資産	
(1) 経済事業未収金	購買代金などの未収金
(2) 経済受託債権	青果物に係る仮渡金など
(3) 棚卸資産	
購買品	購買品の在庫
その他の棚卸資産	出荷用資材などの在庫
(4) その他の経済事業資産	預託家畜など
(5) 貸倒引当金	債権の貸倒れに備えた引当金
4. 雑資産	
(1) 雑資産	未収金、差入保証金など
(2) 貸倒引当金	債権の貸倒れに備えた引当金
5. 固定資産	
(1) 有形固定資産	
建物	建物及び建物附属設備
機械装置	
土地	
建設仮勘定	設計料など完成前の有形固定資産への支出
その他の有形固定資産	構築物、車両運搬具、工具器具備品
減価償却累計額 (控除)	既に減価償却を行った金額の累計額
(2) 無形固定資産	ソフトウェアなど
6. 外部出資	
系統出資	系統への出資金
系統外出資	系統外へに出資金
子会社等出資	子会社へに出資金
7. 前払年金費用	職員の退職金支給のための資産
8. 繰延税金資産	将来の会計期間において回収が見込まれる税金の額

科 目	説 明
(負 債 の 部)	
1. 信用事業負債	
(1) 貯金	皆さんからお預かりしているお金
(2) 借入金	信連などから借りているお金
(3) その他の信用事業負債	
未払費用	貯金、借入金の未払利息
その他の負債	貸付留保金など
2. 共済事業負債	
(1) 共済資金	共済事業の一時的な預かり金
(2) 未経過共済付加収入	次期以降の収益となる共済付加収入
(3) 共済未払費用	当期の費用で未払いとなっているもの
3. 経済事業負債	
(1) 経済事業未払金	購買仕入代金などの未払金
(2) 経済受託債務	販売事業の一時的な預り金など
4. 雑負債	
(1) 未払法人税等	当年度の法人税、住民税及び事業税
(2) 資産除去債務	アスベスト除去費用等法的義務に係る債務
(3) その他の負債	未払金、仮受金など
5. 諸引当金	
(1) 賞与引当金	職員の賞与支給のための引当金
(2) 退職給付引当金	職員の退職金支給のための引当金
(3) 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金支給のための引当金
(4) 特例業務負担金引当金	特例年金給付等に要する費用負担のための引当金
(純 資 産 の 部)	
1. 組合員資本	
(1) 出資金	皆さんからの出資金
(2) 利益剰余金	
利益準備金	定款に定められた積立金
その他利益剰余金	
営農指導振興積立金	営農指導を安定的に継続していくための積立金
災害対策積立金	組合資産および組合員の被災に備えるための積立金
施設整備拡充積立金	農協の施設整備拡充に備えるための積立金
柑橘振興積立金	柑橘事業の振興のための積立金
馬鈴薯振興積立金	馬鈴薯事業の振興のための積立金
経営安定化積立金	組合経営の健全な発展を図るための積立金
情報通信対策積立金	情報通信機器の設置及び更新等のための積立金
合併記念事業積立金	合併記念事業を行うための積立金
残留農業等事故対策積立金	残留農業等による事故に備えるための積立金
固定資産圧縮積立金	課税の繰延を行うための積立金
特別積立金	今後の経営安定のための積立金
当期末処分剰余金	前年度からの繰越剰余金、当期の剰余金
(うち当期剰余金)	当期の剰余金
(3) 処分未済持分	組合員の任意脱退により買い入れた出資金
2. 評価・換算差額等	
(1) その他有価証券評価差額金	その他有価証券の時価評価差額金

損益計算書 主要科目用語説明

科 目	説 明
1. 事業総利益	事業別事業総利益の合計額
事業収益	内部取引を控除した事業別収益の合計額
事業費用	内部取引を控除した事業別費用の合計額
(1) 信用事業収益	
資金運用収益	
(うち預金利息)	信連預金などの受入れ利息
(うち受取事業分量配当金)	信連からの受取事業分量配当金
(うち有価証券利息配当金)	有価証券の受入れ利息
(うち貸出金利息)	貸出金の受入れ利息
役務取引等収益	為替手数料など
その他経常収益	株式の売却益、保険割戻金など
(2) 信用事業費用	
資金調達費用	
(うち貯金利息)	お預かりした貯金に対する支払い利息
(うち給付補填備金繰入)	定期積金の給付補填備金への繰入
(うち借入金利息)	信連などの借入金に対する支払い利息
(うちその他支払利息)	貸付留保金利息など
役務取引等費用	為替手数料など
その他事業直接費用	債券や受益証券の売却・償還損など
その他経常費用	貯金保険料など
(うち貸倒引当金繰入額)	
(3) 共済事業収益	
共済付加収入	共済契約に係る事務費など
その他の収益	共済連からの奨励金など
(4) 共済事業費用	
共済推進費	契約に係る推進費用など
共済保全費	契約の保全、事故処理などに要した費用
その他の費用	その他共済のために要した費用
(5) 購買事業収益	
購買品供給高	肥料、農薬など購買品の売り上げ金額
購買手数料	購買品の受入手数料
その他の収益	その他購買の収益
(6) 購買事業費用	
購買品供給原価	肥料、農薬など購買品の仕入れ原価
購買品供給費	購買品の供給に係る費用
その他の費用	その他購買のために要した費用
(うち貸倒引当金戻入益)	
(7) 販売事業収益	
販売品販売高	農産物など買取販売品の販売金額
販売手数料	農畜産物など受託販売品の受入手数料
その他の収益	その他販売の収益
(8) 販売事業費用	
販売品販売原価	農産物など買取販売品の販売原価
販売費	販売品の取扱いに伴う荷造費用
その他の費用	その他販売のために要した費用
(うち貸倒引当金戻入益)	
(9) 加工事業収益	お茶、花束などの販売金額
(10) 加工事業費用	加工事業に係る材料、労務費などの費用

科 目	説 明
(11) 利用事業収益	利用事業の収益
(12) 利用事業費用	利用事業に要した費用
(13) 宅地等供給事業収益	宅地等の仲介による手数料など
(14) 宅地等供給事業費用	宅地等供給事業に要した費用
(15) 農用地利用調整事業収益	受取賃貸料、行政からの補助金
(16) 農用地利用調整事業費用	支払賃貸料など
(17) その他事業収益	幹旋物などの収益
(18) その他事業費用	幹旋物などに要した費用
(19) 指導事業収入	営農指導に対する補助金、土壌分析代など
(20) 指導事業支出	農業技術、営農改善、部農会などに要した費用
2. 事業管理費	
(1) 人件費	役職員の給料手当、福利厚生費など
(2) 業務費	旅費、通信費、印刷消耗品費、会議費など
(3) 諸税負担金	中央会等に対する賦課金、納付した税金など
(4) 施設費	固定資産の償却費、修繕費、光熱費など
(5) その他事業管理費	他の科目に属さない費用
事業利益	事業総利益から事業管理費を差し引いた金額
3. 事業外収益	
(1) 受取出資配当金	外部出資に対する配当金
(2) 賃貸料	土地建物などの賃貸料
(3) 雑収入	事業外の他の科目に属さない収益
4. 事業外費用	
(1) 寄付金	関係団体などへの寄付金
(2) 賃貸費用	土地建物などの賃貸に要した費用
(3) 雑損失	事業外の他の科目に属さない費用
経常利益	事業利益に事業外損益を加減した金額
5. 特別利益	
(1) 固定資産処分益	固定資産の処分による利益
(2) 一般補助金	地方公共団体等から受け入れた補助金
(3) 固定資産圧縮特別勘定戻入	固定資産を圧縮するための特別勘定への戻入額
6. 特別損失	
(1) 固定資産処分損	固定資産の処分による損失
(2) 固定資産圧縮損	補助金などによる固定資産の圧縮額
税引前当期利益	経常利益に特別損益を加減した金額
法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税
法人税等調整額	税効果会計による当期の法人税等の調整額
法人税等合計	
当期剰余金	当期の剰余金
当期首繰越剰余金	前年度からの繰越剰余金
柑橘振興積立金取崩額	柑橘選果場機械設備改修に伴う取崩額
馬鈴薯振興積立金取崩額	馬鈴薯選果場機械設備改修に伴う取崩額
固定資産圧縮積立金取崩額	税法の基準による固定資産圧縮積立金の取崩額
当期未処分剰余金	当期の未処分剰余金

目 標			
1 貧困をなくそう 	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	10 人や国の不平等をなくそう 	各国内及び各国間の不平等を是正する
2 飢餓をゼロに 	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	11 住み続けられるまちづくりを 	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
3 すべての人に健康と福祉を 	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	12 つくる責任 つかう責任 	持続可能な生産消費形態を確保する
4 質の高い教育をみんなに 	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	13 気候変動に具体的な対策を 	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
5 ジェンダー平等を実現しよう 	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	14 海の豊かさを守ろう 	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
6 安全な水とトイレを世界中に 	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	15 陸の豊かさを守ろう 	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	16 平和と公正をすべての人に 	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
8 働きがいも経済成長も 	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	17 パートナーシップで目標を達成しよう 	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		